

農林水産委員会議録 第二十一号

平成五年六月十日(木曜日)

午前十時五分開議

出席委員

委員長 平沼 起夫君

理事 金子徳之介君

理事 御法川英文君

理事 柳沢 伯夫君

理事 前島 秀行君

理事 岩村卯一郎君

内海 英男君

久間 章生君

鈴木 俊一君

中谷 元君

福永 信彦君

星野 行男君

三ツ林弥太郎君

村岡 兼造君

遠藤 登君

沢藤礼次郎君

田中 恒利君

野坂 浩賢君

堤込 征雄君

倉田 栄喜君

藤田 スミ君

小平 忠正君

出席政府委員

農林水産大臣官

上野 博史君

田名部匡省君

農林水産大臣官

入澤 駿君

佐野 洋君

農林水産大臣官

柳田 敏君

佐野 洋君

農林水産大臣官

黑木 敏郎君

佐野 洋君

農林水産大臣官

柳田 敏君

佐野 洋君

農林水産大臣官

野口 喜久君

農林水産大臣官

委員外の出席者

農林水産大臣官

農林水産大臣官

農林水産大臣官

農林水産大臣官

理事 萩山 敦嚴君

理事 織瀬 進君

理事 佐々木秀典君

理事 宮地 正介君

上草 義輝君

大原 一三君

高村 正彦君

鳩山由紀夫君

谷 洋一君

松岡 利勝君

保利 耕輔君

鈴木 正彦君

中谷 清次君

星野 一夫君

三ツ林弥太郎君

村岡 兼造君

遠藤 登君

沢藤礼次郎君

田中 恒利君

野坂 浩賢君

堤込 征雄君

倉田 栄喜君

藤田 スミ君

小平 忠正君

出席國務大臣

農林水產大臣官

農林水產大臣官

農林水產大臣官

農林水產大臣官

農林水產大臣官

理事 荻原 伸一君

大藏省主計局主

計官

文化庁文化財保護課長

若松 澄夫君

労働省労働基準局長

策至長 小濱 本一君

計官

文化庁文化財保護課長

若松 澄夫君

労働省労働基準局長

近藤 齊君

労働省労働基準局長

策至長 小濱 本一君

計官

文化庁文化財保護課長

若松 澄夫君

労働省労働基準局長

近藤 齊君

労働省労働基準局長

策至長 小濱 本一君

計官

文化庁文化財保護課長

若松 澄夫君

労働省労働基準局長

近藤 齊君

労働省労働基準局長

策至長 小濱 本一君

計官

文化庁文化財保護課長

若松 澄夫君

労働省労働基準局長

近藤 齊君

労働省労働基準局長

策至長 小濱 本一君

計官

文化庁文化財保護課長

若松 澄夫君

労働省労働基準局長

近藤 齊君

労働省労働基準局長

策至長 小濱 本一君

計官

文化庁文化財保護課長

若松 澄夫君

労働省労働基準局長

近藤 齊君

労働省労働基準局長

労働省労

聞きしたいといふに思います。

○馬場政府委員 御指摘のように、諸外国からの我が国への木材の輸入、最近や状況が変わっております。現在我が国の年間の木材の需要量は、一億立方メートルを若干上回る水準で推移しているわけでございますが、その約四分の三は外国からの輸入に依存しているわけでございます。

中でも、いわゆる米材、アメリカ、カナダ、それから南洋材、これが大きな比重を占めているわけでございます。

ところが、最近、アメリカ、カナダあるいは南洋材の主たる輸出国でありますマレーシア等におきまして、木材の輸出について規制を加えるという動きが強まっているわけでございます。

まずアメリカについて申し上げますと、アメリカは主として自然保護、特に絶滅の危機に瀕していると言われるマダラフクロウの保護等を理由といたしまして、既に一九八八年の末から天然林の伐採制限を行うということを言っておりまして、約五年前でございますが、それ以来年を追いまして、マダラフクロウ保護のためといって、ワシントン、オレゴン両州におきます連邦林の販売の凍結でありますとか、あるいは西経百度以西の連邦有林からの丸太の輸出禁止の恒久化でありますとか、さらには州有林につきましても、丸太の輸出禁止というようなことを年々強めてきているわけでありまして、昨年の十月にはマダラウミスズメというまた別の鳥類の保護のため、これはやはり絶滅のおそれのある種であるという指定をいたしました。いずれにしても、連邦有林、州有林の丸太の輸出規制ということを強めてきているわけであります。

また、マレーシアにおきましては、從来丸太で、これは主としていわゆる合板の原料になるラワン材等でございますが、輸出してきたわけでございましたけれども、やや資源を切り過ぎていていう國際熱帯木材機関、I T T O の勧告を受けまして、昨年の九月一十一月の伐採量を前年の伐採量の約一〇%相当、百五十万立方削減するということを

発表いたしまして、十一月には十二月中の丸太の出荷は一時停止するということを言つたわけでございます。

また、もう一つの我が国への丸太輸出地域でありますサバ州、先ほど申し上げたのはサラワク州でございますが、サバ州におきまして、これは国内的な事情によりますが、昨年十二月にサバ州の丸太の一時的な輸出禁止をするということを言いなして、これが連邦政府と州政府、それぞれ動きがばらばらでございますが、いずれにしても、現在我が国に対する丸太の輸出は禁止するという形になつているわけであります。

以上のようないくつかの動きでございますが、実は、実際にアメリカなどを見ましても、輸出は禁止するわけでございますが、国内の業者には売つてある。それからマレーシアなどにおきましても国内の製材業者等には資材を売る。したがつて、丸太という形で、つまり素材としての輸出は抑えて、一方では製品、製材の輸出についてはむしろ日本に対して輸出をしたい、こういう動向になつております。やや長い目で見ますと、平成四年の輸入実績で世界から入ってくる丸太の量は、昭和五十七年、約十年前に比較しますと量として一五%減少している、一方製品は八三%増加している、トータルではそれほど輸入量は変わらないですが、そういう形で、丸太は減少し、製品は増加するというような状況にあるわけでございます。

今後の見通しについてのお尋ねでございますが、このようないくつかの要因で、丸太の輸出規制あるいは国内の産業保護、そして資源の事情の悪化というようなことを理由とした丸太の輸出規制は、やはり今後とも強まるのではないかといふふうに懸念をしていくわけございまして、一方、自分の国内で附加価値を高める製材、製品の輸入の割合というのは徐々に増加するのではないか、しかし総体としては、外国からの輸入状況というのをややきつ目に推移するのではないかといふのが私どもの現時点での考え方でございます。

(委員長退席、御法川委員長代理着席)

○志賀(一)委員 今お話をございましたけれども、私の質問でまだ一つ答えていないのは、國化時代との関連でどうなるのかという点についてちょっと御説明がなかつたので、お聞きしたいと思います。

○馬場政府委員 今申し上げたような状況を踏まえて、現在森林材はどうであるかというお話をございます。

御案内のとおり、我が国は戦後、荒廃した山に木を植えるということを一生涯やつてきました。

木を植えるといふことを一生懸命やつてきました。現在森林材の約四割、一千萬ヘクタールの人工林を擁しておるわけでございます。この一千萬ヘクタールの大部が戦後植林したものでございまして、これは現在資源的には徐々に利用できる状況になりつつあります。といいましても、まだかなりの部分がいわゆる八齡級以下、四十年生以下のものでございまして、数字的には毎年約七千萬立方メートルぐらいたる資源的にふえてきているわけございますが、これを伐採して利用するといふ段階には必ずしも十分に至つております。地域によりまして、早く造林したものについては利用のできるような状態になりつつあるという程度でございます。

そこで、将来的に見ますと、これらの成熟しつつある國産材を国内の木材需要に結びつけていかなくてはならぬということが課題でございます。このために、昨年私ども、国会におきまして森林法の改正をお願いいたしました。それの成績しつつある國産材をどうやって円滑に国民の需要に結びつけていくかということで、流域を単位に森林の整備とそれから木材の生産を行つということを基本といたしまして、いわゆる森林の流域管理システムといふものを確立しようということにしたわけでございます。これによりまして、山に育つている木とそれを伐採して製材して加工、流通に出していくところを安定的に、低コストに供給が可能な体制にしていく、こういうふうに考えておるわけでございます。

○志賀(二)委員 どうもそこのマイクが、こちらで聞くと人によって、大臣の答弁は非常に明確に聞こえるのですけれども、今の答弁は不明確で困りますが、後で検討してもらいたいと思います。

それで、國産材時代、こう申しながらも、一体外材がどの程度輸入され、その価格はどうなつていいのだろうかというところに、國産材時代が果たして来るのかどうかということも一にかかっていますが、それで、國産材時代、こう申しながらも、一体外材がどの程度輸入され、その価格はどうなつていいのだろうかというところに、國産材時代が果たして来るのかどうかということも一にかかっていますが、それで、國産材時代、こう申しながらも、一体外

考へてゐるわけであります。

そういう意味で、私どもが今回御審議をお願いしています林野金融二法の改正も含めまして、今後の国産材時代の実現のための政策を積極的に進めてまいりたいと考えてゐるわけでございます。

○志賀(一)委員 次に進みたいと思います。

今、国有林、民有林を問わざる山が荒れています。こういうふうに一般的に言われているわけでありますが、しかばその荒れている現状は国有林、民有林、一体どんな状態なのか、どれぐらいあるのか、そういう点についてまずお聞きをしたいと思います。

○馬場政府委員 山が荒れているという表現でよく言われるわけでござりますが、御案内のとおり、山村におきます過疎化、高齢化というようなものがありまして、山の手入れをすることが減ってきて、いるということがそういう表現で言われているのだろうと思います。

現実には、先ほど申しましたような、育ちつある森林の手入れが十分なされないために、山のあり方がいわば本来期待されている機能を十分果たさないような形になつていて、じやないかといふことございまして、例えは、山が育つていく途中におきまして、間伐でありますとかいろいろ手入れをしなくてはいかぬということがあるわけでございます。人工林の場合、御案内のとおり、ある程度密植をしまして、育つしていく中でそれぞれ大体十年とか二十年とかいう時期に間伐をする、残った木をまたよりよく育てるというような作業をしているわけでございますが、そういう手入れをする労力がないのではないか。したがつて、みんな密植のままで育ついくともやしのようなくなってしまう。また葉が広がり過ぎて日が差さない。そうすると本来地表を覆うべきいろいろな草とかコケとかいうものも日が差さないために育たない。そうしますと、土が表に出ていますから、一たん雨が降つたりしますとその表土が流れてしまつ。そうすると木自身も今度は弱くなつて倒れてしまう。そういう意味で山が荒れるの

じゃないか、こういうことが言われてゐるわけであります。

そこで、民有林、国有林ともにそういう状況にあるわけでござりますが、私どもいわゆる間伐促進の特別対策を昭和五十八年からやつてきておりまして、いろいろな補助事業等によりまして毎年三十万ヘクタールぐらいの間伐をやつておりますが、全体で大体百四十万ヘクタールぐらいの間伐をしなければならぬということで、計画を立てて順次していける次第でござります。

ただ、国の助成を受けてやるというものはそれなりに行われているわけでござりますが、現在は、國の補助対象にならないような非常に小団地であるとか、あるいは森林所有者が独自に從来行つてきたような部分、そういうようなものについては必ずしも十分行われていないということもあります。

○馬場政府委員 山が荒れているとよく言われるわけでござります。

国有林におきまして、当然これは造林をした地域について手入れしなくてはいかぬということございまして、これも国有林の中でもそれぞれ作業スケジュールをつくると適宜やつてあるところでございます。実際に地元の林業事業体等に人

がいないといったことで、部分的には作業が必ずしも円滑に進んでいないというところも見られるわけであります。それらにつきましては、極力必要な手入れをきちっとできる体制を組んでございまして、これも公益性という点で、今まで赤字だからだめでござります。実際には地元の林業事業体等に人

がいないといったことで、原則として独立採算という原則によつた事業体となつてゐるわけでござります。

○馬場政府委員 先ほども言いましたように、計

るわけですが、実際には大体その八割ぐらいは行

われているというふうに考えております。

○志賀(一)委員 実は私は今の数字ちょっとと、民有林と国有林それぞれというふうに言つたのですけれども、そういう答えではなかつたようですが、後で……。

まあ要するに、国有林も現実に荒れています。それから間伐はもちろんのこと、技打ちなども行われないで、もうヒノキが十年くらいたつて、下が真っ暗になつて、いる国有林をいっぽいあります。ですから私は、国有林のいわゆる独立採算制というもの、それはそれで従来の考え方で結構なんだけれども、国有林の持つてゐる公益性、公的役割ということを考えれば、国有林をそういう荒れた状態にしておくことは極めてまずいことだ。やはり別途にそれなりの予算要求をして、今国民的にコンセンサスを得つたある林野の公益性、こういった視点からの予算の獲得を十分して、これらに対する十分な対応をすべきではないか、これが、これについてはどうお考えですか。

○馬場政府委員 お尋ねは国有林の問題だというふうに理解してお答えを申し上げます。

御指摘のように、国有林野事業の果たしておる役割というのは、公益的機能發揮にかかる部分もあるわけでござります。一方では、これは事業

特별会計ということと、原則として独立採算という原則によつた事業体となつてゐるわけでござります。

現実の問題といたしましては、国有林経営は非常に苦しゆうございまして、森林の造成、例えば造林であるとか林道を設けるとか事業施設に係る部分について、本的にこれは投資的なものでござりますが、なかなか国有林の中の収入で賄い切れないという面もございまして、私ども平成三年につくりました改善計画に基づきまして、これは一般会計から繰り入れをお願いするという形にしているところであります。

それで、国有林で大体どれくらい今緊急に間伐をする必要があるのか、民有林ではどれだけのかという数字をまずお聞きしたいと思います。端的で結構です。

○馬場政府委員 先ほども言いましたように、計画が約百四十万ヘクタールということで組んでお

中で必要なものを一般会計繰り入れにするという

ことでござりますが、会計上の制約もありまして、なかなかそう十分なところまでいっていないといふ御批判があるところでござりますけれども、私ども、平成五年度の当初予算におきましては、前

年度に比べまして一七%増ということで、今造

林、林道などの事業経費及び保安林の保全管理など一般的行政経費につきまして、二百三億円の一

般会計繰り入れを計上したところでござります。

○志賀(一)委員 今申し上げたとおりに、国有林、民有林を問わず、その貢献度をお金に換算すれば六十兆円とも七十兆円とも言われてゐるわけであ

りますから、そういう点で、林野の果たしている公的役割というものを、それなりに算定を国に要求して、独立採算制で今まで赤字だからだめだ。そういうのはわきの方に置いて、やはり胸を張つて林野庁は今度は公益性という点を主張して、大蔵省にもどんどんと要求をすべきではないか、こういうふうに私は思うので、この点についても大臣に、ひとつどういうお考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、時間がありませんからちょっとは荒廃が進んでいる。そういう中で公有林化をどうしてもすべきだ、こういうふうに言つてゐるわけですが、その公有化をするための基準はどういう基準に基づいてやるのか、あるいはまだどの程度まで推進しようとしているのか、お聞かせをいただきたい。

それから、村にいらない地主、不在村者の所有する面積は全体の林野面積の二・八%で、約三百万ヘクタールというふうに聞いてゐるわけですが、これらに対してもやはり適正な管理をしていくことが極めて重要だ、山林の持つ公益性から見ても大事だと思うのですが、これについてどういう方策を考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

有森林の問題を答弁させていただきます。

公有林化は、おっしゃるよう私どももその地域において必要なものは公有林化していくことが望ましいと思っておりまして、従来から公有林化の促進についてはいろいろと指導をしてきたところでございますが、御案内のとおり、本年、国土庁、自治省、林野庁三省で検討いたしました森林・山村検討会におきまして、市町村におきます公有林化を進めるための財政措置をとろうということになりました。地方財政措置としては、森林・林野の買い入れの経費として五百億円、それから買い入れたものを管理する経費として三百億円というものが地方財政措置の柱として認められたわけでございます。もちろん、どんな森林でも買うということではございませんで、その中では、住民のための公園等に使える土地であるとか、あるいは放置しておくと災害等を起こすという意味で、地方自治体がみずから所有して管理する必要がある土地であるとかいう限定はございますが、買入れに五百億、管理に三百億という財政措置をとつたところでございます。

それから、不在村所有の森林の問題でございます。

先生御指摘のように、現在、私有林面積の約二%のものが不在村者の所有になっているわけでございます。これは十年前に比べますと三ボイントぐらい上がっているわけでございます。こういう組合に加盟している方の森林でございます。たまたまその方が事情があって村を離れているというようなことでございます。そういうものは森林組合の組織を通じまして管理をしていただくということにしております。このために、森林組合によります経営の受託というふうなことを推進しておりますまして、平成三年度には約三万ヘクタールの森林についてそのような形で森林組合が管理を委託されているものがございます。

なお、今後とも管理不十分な市町村につきまして

て管理する方法としましては、そういう森林組合等に受託をして管理をしてもらうもの、それから、必要があつたら市町村等の公的主体に買っていただく、あるいは分担林契約というのを結びましてそれによつて手入れをしてもらうというようなことを進めていきたいと思っております。

○田名部国務大臣 予算のことでお答え申し上げます。

て管理する方法としましては、そういう森林組合等に受託をして管理をしてもらうもの、それから、必要があつたら市町村等の公的主体に買つていただく、あるいは分収林契約というのを結びましてそれによつて手入れをしてもらうというようなことを進めていきたいと思つております。

○田名部国務大臣 予算のことでお答え申し上げます。

おっしゃるとおり私どもそれなりの努力をいたしておりますが、平成三年の七月に改善計画といふものを決めまして、その計画に基づいて実はやるということと、それからいま一つは、赤字国債を発行しないということで長いことシーリングというので抑えられてきたわけですが、この中でも大蔵省といろいろと折衝するのですが、結局省内でどこに重点を置くかということやりくり以外にそう大きなものというものは出てこない。省内で検討するということになると、この委員会でも委員の皆さんに御審議いただいて、どれにも重点を置いてやれ、こうなるものですからなかなか思うようなことにはなりませんが、しかしまた、中には新しい政策というのも時代に合わせてやつていかなきやならぬという分野は出てくる。なるたけ目的を果たしたものについてはそれなりの削減はいたしますが、全体的に見ると思いますが、いかないということで御指摘をいたくわけでありますけれども、平成五年も補正後で四百十億という一般会計繰り入れをしていただいたということで着実に伸ばしてはおりますけれども、さらに今後も努力をいたしてまいりたい、こう考えております。

○志賀(一)委員 今の御答弁で必ずしも納得しませんが、三省間で、自治省、国土庁と、一人よりは三人集まれば文殊の知恵も力も出でくるわけでありますから、そういう実績で国は八百億獲得したわけですから、この実績を踏まえて、これからひとつ林野の公益性を大いに宣伝をして、もっともつと予算をとつて、森林の活性化ができますように御努力願いたい、そんなふうに思います。

私は後継者対策についてまずお聞きしたいと思うのですが、今若い人たちが後継者にならないということは、値段が実は山で石二千円前後なんですね。もう三十年、四十年昔の値段なんです。これではどうにもならない。私の方の木が大分いいといふことで、クヌギ、ナラ、そういったものが九州の方まで飛んでいきますが、それでさえ一本百三十円、十アール当たりせいぜい四万円くらいにしか売れないのであります。こういう状況下で林業を一生懸命やれといったて、新しい後継者にどんどん入れといつたって、それは少しくらい無利子の金を貸したところでなかなかふえないというふうに私は思うのですね。そのためには、やはり木材の価格をこれからいま少し上げて、希望を持てるような、意欲の出るような方向といふものを生み出していかないことはどうにもならないというふうに思つてゐるわけであります。

そういう中で、一つは、山で売る石当たりの價格と実際に製品になって消費者が買う場合の値段と大変な格差がある、その辺を、これは今回提出された法案でも資金援助をするというような、いろいろあるようでありますけれども、やはり余りにも離れているというところに問題が一つありますし、それからまた森林組合等に対して、なかなか容易でない中だとと思うのですが、国の補助事業で、一生懸命やる後継者に対して高度の機械の貯与制度、こういったものをひとつ考えたらどうかな、こういうふうに思います。

それからもう一つは、森林組合というものが經營が大変なんですね。今、御承知のようにいろいろ労災保険や雇用、健康保険、年金等々負担しなきやならない。そういたしますと、仮に一萬円の貯金とすると約三〇%組合の負担になる、こういうことになるわけですので、これらの保険について何らかの助成策がないものかどうか、こういうふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

これらの諸点についてお聞きをしたいと思います。

ござりますけれども、木材の価格は安いじゃないかというのには、それは私どもおっしゃるようないいと思いますが、これはやはり需要と供給の関係で決まってまるものでございますから、木材価格を上げるというのは、結局は山元から出すときに付加価値を高めるとか、あるいは需要者との間で安定的な契約を結ぶとかということにしないふうに思うわけであります。先ほど申しました流域管理システムなどにおきましても、事業量等の調整を行うということをしようとしておりますけれども、やはり山は山持ちの都合で木は切る、買う方は買うう方の都合で買うという形のままほっておきますと、価格としても安定しないし、需要が明確に把握できないということになりますから、そういう川上から川下までつなげたシステムが必要だらうというふうに思つ次第でございます。

それから、確かに山の労働に従事する人が少ないということは御指摘のとおりでありますか、やはりそれは労働環境といいますか、そういうものが整っていないいかぬわけでありまして、先般ある森林組合で、月給制で住宅もちゃんと準備するということで人を募集したところ、応募十人に対して百四十五人が応募したというような実例もございました。働く人たちの就労条件というものの整備が必要だらうと思います。また、そういう努力をしている森林組合等もあるわけでございまして、そういう方向に助長をしたいと思っております。

それから社会保険等の負担の問題でございますが、これは率直に言いますと、私ども補助事業などで補助するものについては、いわゆる事業費の中にそういうものを経費として織り込んでいくと、いうことができるわけでございますが、そういう面でいいまますと、例えば造林のための事業費などにつきまして、従来の含まれている諸掛かりの比率を上げるというような形で改善をしていくということをしていくわけでございまして、本年度に окしましても、造林の補助単価を上げると同時に、

それらの比率も、従来諸掛かりの経費として一六%を含んでおったものを一八%に引き上げるというような努力をしているところでございます。○志賀(一)委員 これらの林業をもつと活性化を進める、そういうためには、私は、第三セクターをつくって林業労働者の確保をやるべきではないのか、そういうふうに思つておるわけであります。全国でも、高知県の大豊町とか愛媛県の久万町とか熊本県の小国町等で第三セクターをつくりまして、労働者の確保ができる非常に円滑に事業が推進されている、こういうふうに聞いていますので、ぜひ第三セクターによつて林業労働者の確保をしてほしい、こういうふうに思つております。

これは山村の活性化にも極めてつながるというふうに私は思つておます。この前の特定山村振興法等にも企業の誘致ということがありましたが

も、もしこの第三セクターがつくられれば企業の誘致と同じような形態にならうかと思うのであります。この中で就労条件の抜本的な改正、就労者

の環境の整備ということをやって雇用の通年化、社会保険、退職金制度の適用、あるいは給与水準の向上、ボーナスの支給、勤務時間八時間、休日祭日は休める、こういうよいわゆる地方公務員並みの待遇をこの第三セクターですれば労働力の確保ができるというふうに私は思いますので、官

民を問わずこういう形態をぜひともつくるべく、この地域の林業の活性化を図るためにこれ以外にないな、こう思つておるので、現実にやつておる。町村が数ヵ町村あるわけですから、これらをモデルにしながらこういった事業の推進をぜひ実現をさせたいときたい、こうすることを特段求めた

もう一つは、時間がなくなりましたから、あわせてお聞きをしておきたいと思います。が、先ほどお話をの中に流域システムについていろいろとお話をございました。この中で、現に私も、私の福島県内の久慈川流域の最初にできた活性化センターを見てまいりましたけれども、そこで一番私が感じますのは、やはり何といつてもそ

れを主体となつて動かす森林組合なりあるいは市町村なり地方自治体の役割というのが非常に大事だというふうに思うのであります。とりわけ地方自治体というのは、これは林家の皆さんが林業に対する意欲をなくしたと同様に自治体もなくしてしまつて、林業課なんかあるところは恐らく全國にもないのじやないかなと思うのです。せいぜい産業課の兼務の係がいるところがましな方だ、

こういうのが実態ではないか。そういう認識の中でいかに流域システムをつくつても、その中心となつて動かす母体が熟意を持っていないのではないかと、やはり指導を強めて、場合によつては活性化センターを第三セクタ化ということも考えてもよろしいのではないか、こういうふうに思いますので、その辺の指導性を今後強めていただきたいということを強く求めたいというふうに思ひますが、いかがでしよう。

これをもつて私の質問を終わります。

○馬場政府委員 おっしゃるよう、各地におきます林業の担い手として第三セクターを設立するという動きが見られるわけでございまして、今先生おっしゃいましたような幾つかの地域では既に実現しつつあるわけでございます。いずれも地方公共団体が出資するということで、場合によつては人も派遣するということで、地域の信頼性が高く、また就労条件等についても地域の他産業並み

ということを設定しておりますので、労働力の確保にも寄与しているというのはそのとおりでございます。

私ども、この第三セクター設立促進とその健全化育成を図るという意味では、かねてからいろいろな施策を講じておきました。例えば山村振興法、これは平成三年四月に改正されたのでござりますが、ここにおきましては森林保全事業を行つ第三セクターに対する税制等の優遇措置を講ずるとい

うふうなこともしておるわけでございます。それから、いろいろな補助事業等におきましても、第

三セクターを含む事業主体というものに対しての助成をしております。例えは本年度におきまして新たに林業担い手確保総合対策事業というのを実施しますが、この中でも第三セクターを含みます流域林業サービスセンターというものを助成の対象にしているわけでございます。また、今般御審議いたしております木材産業等高度化推進資金におきましても、第三セクターに対しての融資を行つというようなことをしているわけでございます。

いずれにしましても、御指摘のように地域によりまして第三セクターといふのは非常に有効な事業主体になり得るということですので、もちろん地域によつていろいろな事情はござりますけれども、第三セクター化するものについては指導をしてまいりたいと思っております。

○志賀(一)委員 どうもありがとうございました。

○御法川委員長代理 有川清次君。

○有川委員 今質問が行われまして、かなり重複する面もあるようですが、できるだけ避けながら質問したいと思います。

我が国の木材は、今日まで七四%程度を外材輸入に頼ってきておりますが、先ほどお話をありますように、アメリカでは伐採規制、輸出禁止など相まって產地価格が上昇しておる。カナダでも伐採規制によって丸太が不足しておる。また、マレーシアでも丸太輸出価格の高騰が伝えられておる。このように、外材の森林資源利用上の制約は非常に強まっておりますが、平成四年の半ばごろ

から外材の產地価格は上昇して、あわせて国内の外材価格も上昇傾向になつております。こうした木材価格の上昇は、林業経営にとっては素材生産への刺激となつて、国内林業生産活動全体にとっては活性化につながる、このように思われます。

木、そういう活性化にこれがつながるかどうか、どちらにしてもお伺いしたいと思います。

さらに、こうした急激な上昇が市場の混乱をもたらして、一方では消費者の代替品志向など木材

離れを促進させる、こういう懸念があるわけあります。こつした木材輸出国での資源状況と環境保全の立場から伐採規制、こういう現状を見ますと、今後国内外の林業に大きな変化が出ることが予測されるわけがありますが、今後の外材輸入の動向をどのように判断されておるのか。

さらに、国内産の材の価格の見通し、林業労働者が少ないとかいろいろな問題はここにあると思いますが、今の御答弁では、付加価値を高めるな

どいろいろ対策をしたいという答弁がありました。さるにあわせて、国産材製材工場の育成対策は、こうなれば非常に大事だと思ひますけれども、この辺についてどのようにお考えか、お聞かせを願いたいと思います。できれば大臣、お願ひいたし

ます。

○田名部国務大臣 今委員お話しのように、世界的環境保護運動というのは大変な高まりを見せておりまして、木材輸出国においても

加工産業の振興というのとをそれぞれの国が考えたということでありまして、木材輸出国においても関係あります、なかなか見通しといふものが難しいわけありますが、いずれにしても、國經濟が今後どういうふうに推移をするかということは難しいわけありますが、いずれにしても、國産材価格も昨年の秋以降上昇しているわけであります。

で、そういう一連のことを推進をしながら木材産業ビジョンの策定というものを図つていかなければならぬというふうに考えております。

○有川委員 御見解はわかりますが、大変難しい課題だと思っておりますし、ぜひ今後また折に触れ対応、お互いに努力していかなければならぬ、このように思っております。

それでは次に移りますが、我が国の約一千万ヘクタールの人工林のうち三百四十万ヘクタールは林家によって保有され、そのうちの六七%が保有林規模は三十ヘクタール未満、そうした階層によつて保有されております。現在のような林業の収益性が低い状態が続きますと、造林、除間伐等の意味で、森林・林業の発展を期する森の管理が非常に放置されがちになるわけあります、こうした地域の森林保全管理について大きな役割を果たしておるのが森林組合だろう、このように思つております。

その意味で、今後の森林・林業の発展を期することに重要な役割を果たすと思われる森林組合の育成対策、先ほどもちょっとありました、どこのように考へられておるのか。森林組合は非常に経済基盤が弱く、厳しい作業現場等もあるために、さらには作業員の作業量にも限界があるなど、地域ごとに組織体制にはかなりの格差があるのでないか。そうした現状を踏まえながら、森林組合の現状と育成対策について見解をお伺いをいたしたいと思います。

なお、作業班員の確保状況と現在の育成の状況、この辺についてお聞かせを願いたいと思います。

施設の計画では八割くらいは間伐も済んでおる、こういうふうにさつきの答弁でありますけれども、しかばね計画はどうなのが、何年度くらいにはどういうふうにきちつとしようという計画になつておるのか。その辺のことも含めてお伺いをいたしたいと思います。

あわせて、関連しますので、ちょっとこれも不在村者の所有森林に対する問題について質問があり、それぞれ御答弁があつたところでございます、これらについても森林組合に非常に期待をす

るところが大きく、御答弁によれば平成三年、三万ヘクタールを森林組合管理にする、あるいは公的主体に買つてもらう、こういう措置をしたといふことではあります、現実にそれがスムーズに進行するような状況下にあるのかどうか。私たち、山村を歩きますと、非常に除間伐がおくれ、枝払いがおくれ、荒れておる、そういう状況があるわけで、その辺を含めて関連して御答弁を願いたいと思います。

○馬場政府委員 森林組合についての現状と今後の育成方策ということで、特に間伐とか不在村者所有の森林の管理も含めてのお尋ねでございます。

御案内とのおり、森林組合は全国で千六百二十七組合、現在ございまして、組合員は百七十五万人おる。大体地域内の森林所有者の五一%といふのは組合員になつてあるというようなことでござります。実際の組合員の所有している森林面積といたのは大体民有林の七四%ということをございます。この森林組合の中で作業班を持っている森林組合が約八割、千二百七十三組合でございまして、この作業班員の総数約四万人、一組合当たり三十二人というものが平均の数字でございます。この森林組合は作業班を持っています。作業班は作業員はない。組合によつては町村の役場の一隅に机一つ持つておるだけの組合というのもあります。この中で、今申し上げましたように、残り二割の組合は作業員はない。組合によつては町村の役場の一隅に机一つ持つておるだけの組合というのもあります。

そういう中で、森林組合全体としましては、森林で現在行なわれています造林の約八割、それから間伐等の約七割、これは森林組合が実行しております、そういう意味ではまさに森林管理の中核としての重要な役割を果たしておるんだろうけれども、しかばね計画はどこまでございまして、どういふふるさと森林活性化対策事業といふような事業をしておりまして、不在村の方に、森林組合に管理を委託してくださいといふような働きかけをするようなことを助成しているわけございまして、予算額的にいいますと、これは平成五年度予算で約一億三千八百万円の助成金、補助金を組みまして、森林組合にそういうふるさとの森林の活性化のための事業をやつていただくというような助成もしているところでござります。

そういう中で、森林組合全体としましては、森林組合がお尋ねがございました。

先ほど申しましたように、緊急に間伐を要する前には六万四千人おりました。三分の二以下に減少している。また、作業班員の年齢も非常に高齢化しておりまして、現在、平成三年度で総数の七七%が五十歳以上というような状態になつてきました

わけあります。したがいまして、私ども、この森林組合の今後の育成ということで、まず事業体としてやはり実力のある組合をつくらなきゃいかぬということで、昨年国会で延長していただきまして、森林組合法の合併促進の法律等に基づきまして、広域合併を推進してまいりたい、それによりまして組織とか経営基盤の充実を図つていただきたいと思つております。

また、森林組合中心に林業構造改善事業等を行つておるわけですが、それらの施策を通じまして、高性能の林業機械の導入等を図りまして、作業班の作業がより効率的に行われるようになります。また、加工施設等を導入して付加価値を高め、新規事業に取り組むようにもして経営の活性化を図つていただきたい。さらには、間伐、造林等による事業量を安定的に確保するように、いわば作業の円滑な計画化を進めていきたいというようなことを考へているわけあります。そのための施策として、先ほども申し上げましたけれども、実際にそういう管理をしていくことを助成する必要があるうかと思つております。

特に、次の問題でもお触れになりました不在村者の森林の管理というような仕事をしていただかなくちやいかぬわけでござりますので、そのための助成事業といふようなこともしております。例えふるさと森林活性化対策事業といふような事業をしておりまして、不在村の方に、森林組合に管理を委託してくださいといふような働きかけをするようなことを助成しているわけございまして、そこが脆弱であり、合併促進法も出たけれども、新たに例えば間伐の必要面積が大体百四十万という組合員がおつても、五十五年体制からすれば二万四千人ぐらい減少、しかも高齢化が進んでおる、このことなんですが、今御答弁をいただきまして、例えふるさと森林活性化対策事業といふようなヘクタールを考えながら、二十八万ヘクタールに年平均進度率を上げたい、こういうことをおしゃるわけであります。

具体的には組合のうちで作業員がない組合、そこが脆弱であり、合併促進法も出たけれども、新たに例えば間伐の必要面積が大体百四十万という組合員がおつても、五十五年体制からすれば二万四千人ぐらい減少、しかも高齢化が進んでおる、このことなんですが、今御答弁をいただきまして、例えふるさと森林活性化対策事業といふようなヘクタールを考えながら、二十八万ヘクタールに年平均進度率を上げたい、こういうことをおしゃるわけであります。

そこが脆弱であり、合併促進法も出たけれども、新たに例えば間伐の必要面積が大体百四十万という組合員がおつても、五十五年体制からすれば二万四千人ぐらい減少、しかも高齢化が進んでおる、このことなんですが、今御答弁をいただきまして、例えふるさと森林活性化対策事業といふようなヘクタールを考えながら、二十八万ヘクタールに年平均進度率を上げたい、こういうことをおしゃるわけであります。

○有川委員 丁寧に御答弁をいたいたわけであります、森林組合が全国に千六百二十七組合あります。作業員がいるのがそのうちの千一百七十三組合、こういうふうに言われました。さらにまた作業員がおつても、五十五年体制からすれば二万四千人ぐらい減少、しかも高齢化が進んでおる、このことなんですが、今御答弁をいただきまして、例えふるさと森林活性化対策事業といふようなヘクタールを考えながら、二十八万ヘクタールに年平均進度率を上げたい、こういうことをおしゃるわけであります。

○有川委員 丁寧に御答弁をいたいたわけであります、森林組合が全国に千六百二十七組合あります。作業員がいるのがそのうちの千一百七十三組合、こういうふうに言われました。さらにまた作業員がおつても、五十五年体制からすれば二万四千人ぐらい減少、しかも高齢化が進んでおる、このことなんですが、今御答弁をいただきまして、例えふるさと森林活性化対策事業といふようなヘクタールを考えながら、二十八万ヘクタールに年平均進度率を上げたい、こういうことをおしゃるわけであります。

私はたまたま各森林組合を県議時代に監査で回った経験がありますが、本当に体をなさない、魅力あるものをどうつくるか、そこが基本にならざるを得ないのではないか、このように思つておられるところでござります。

が月のうち十五日ぐらい出てくるだけとか、そういう状況で、作業員もいないかなりの僻地の問題があるわけですから、これらにどう対応するかがこれから極めて重要なポイントになる課題ではないのか、このように思います。

宮崎県では自治体で、森林組合の作業員など、いろいろ賃金アップ、そういうことなどしながら募集をされ、かなり高い労働条件で成功しておる例もあります。先ほどもある森林組合で住宅供給したら応募が多くつた、こういう問題もあるわけですけれども、全体的な問題についてお伺いをしたいと思います。

林業は、情勢の変化もあってそういう状況になりますが、高齢化、新規参入が減少いたしまして、すぐれた技術や計画を持った若い手を幅広く求めなければならぬというふうに思います。そういう目的を持って今回林業改善資金助成法の一部改正が行われよう、こういうふうな状況なんですが、若い手育成は、まず林業を魅力ある職場にする、こういうことだと思いますが、そのためには、三Kと言われる問題の解消、労働条件の改善が必要なんですね。

要請をしておきたいと思います。
林業の振興については、価格がどうなのかといふことと、そこに働く労働者の労働条件がきちっと満たされて、若者がどんどん来るかどうかといふこと、あるいは機械化の促進によつて作業効率を上げられるかどうか、それに伴つ林道、作業道などを整備してその体制を保持し得るかどうか、こういう課題と、どうしても危険率の高い問題がありますので、安全性の確保、こういうことなどがあると思うわけであります。

労働省にちよつとお伺いしますが、林業労働は他の産業に比べて労働災害の発生の頻度が非常に高いわけであります。幾らか発生率は減ったものの、死亡率は横ばいの状況で、なかなか減少しておりません。労働条件の改善と安全対策について労働省はどうのような見解をお持ちなのか。さらにもう一つ、林業労働災害の実態と防止策、あるいはまた、振動病に現在苦しんでいらっしゃる労災患者の皆さん、そうした人たちに対する補償、救済状況、これについてお答えを願いたいと思います。

まず、林業におきます労働災害についての御質問でございますが、私ども、休業四日以上の災害を集計いたしております。休業四日以上の死傷者数全体といたしましては減少傾向を維持いたしておりますが、死亡者数につきましては、先生御指摘のとおり、平成二年八十九人の死亡者でござります。平成三年八十一人、平成四年八十八人とはば横ばいの状態で推移をいたしております。

このような林業におきます労働災害の発生状況にかんがみまして、私ども、例えば立木の伐採で

業につきまして、安全な作業方法、それから材木のための機械装置の安全確保、こういったことにつきまして、特に事業場に対しましての監督指導にこれまで努めてきたところでございます。特に最近、林内作業者にかかる作業でありますとか、あるいは台風などの風害木の処理作業におきます労働災害が発生しておりますと、それらの対策の徹底を図つているところでございます。また、林業・木材製造業労働災害防止協会がございまして、この労働災害防止協会を通じまして、現場のパトロールでありますとか、安全衛生教育の自主的な活動の促進を図つているところでございます。さらには、本年度からスタートしておりますが、第八次の労働災害防止計画、平成五年度から平成九年度までの計画でございますが、この計画におきまして、林業を重点業種といたしまして、これまでの対策に加えまして、特に新しい林業機械の安全作業の徹底でござりますとか、災害発生時におります緊急時対策の整備でありますとか、そういった対策の一層の推進を図る予定をいたしております。

ありますとか枝払いがありますとか、そういう作業につきまして、安全な作業方法、それから材木のための機械装置の安全確保、こういったことにつきまして、特に事業場に対しましての監督指導にこれまで努めてきたところでございます。特に最近、林内作業者にかかる作業でありますとか、あるいは台風などの風害木の処理作業をおきますが、労働災害が発生しておりますとか、それらの対策の徹底を図っているところでございます。また、林業・木材製造業労働災害防止協会がございまして、この労働災害防止協会を通じまして、現場のパートナーレベルでありますとか、安全衛生教育の自主的な活動の促進を図っているところでございます。さらに、本年度からスタートしておりますが、第八次の労働災害防止計画、平成五年度から平成九年までの計画でございますが、この計画におきまして、林業を重点業種といたしまして、これまでの対策に加えまして、特に新しい林業機械の安全作業の徹底でございますとか、災害発生時におります緊急時対策の整備でありますとか、そういった対策の一層の推進を図る予定をいたしております。

なお、これらの振動障害者の早期治療あるいは早期社会復帰という観点から、昭和六十一年に治療指針を定めまして、各症度に応じました適切な治療が行われるようについてことで、指定医療機関等に対します一つの目安を示してございます。そういう形でこれら被災労働者の適切な治療を行いうという体制をとっておるところでございます。なお、こつした被災労働者にかかります職場復帰、社会復帰につきましても、労災補償行政の一つの重要な觀点として取り組んでおりまして、こうした措置としましては、振動障害が軽快し、他の振動業務以外の職業につけるというような場合には、特別援護金の支給とか、あるいはそうした振動業務以外の業務に雇用します事業者に対して、賃金補てんのための特別助成金を支払うというような形で、職場復帰の早期達成を図るというようなことで努めておる次第でございます。

○有川委員 安全性の關係についてそれぞれ御回答をいただいたわけですが、労働条件についてはこうしたいというのが具体的にないわけで、ぜひ林業労働者のいろいろな労働条件を抽出しながら、定期的に監督行政の中でやられていると思いますが、まだ極めて不十分だと思うのですね。それをきちっとすることによって魅力ある職場といううのができてくるし、安全性も確保できる、このよう思います。

最近は私は聞かないのですが、やはり事故があつたところは、一人作業とか、グループで監視体制があつて、もし事故があつた場合すぐ通報ができる体制とか、こういうものが欠けておつたところに死亡が出たりするわけでありますから、そういう意味では、労働者が、どうとい人命を預かり、しかも山を守り、振興发展させるという意味では大事なポイントを握つていらっしゃると思いますので、ぜひそういう点を、もう再質問できま

せんのと、努力をお願い申し上げたい。
それから、振動病の治療については適切な目安を示したということになりますが、下部にまできちんと徹底がされてないような感じもいたしますので、労働省が述べられるとおり、現場の監督署でも基準局でもきっちりとした指導体制ができるよう、安心して治療ができ、本人たちの責任でやつたわけじゃないのですから、そういう振動病が起る、危険だということを知らずに最初はチエーンソーなどで作業したという経緯があるわけでありますから、ぜひ対策をきちんとしていただきたいというふうに思います。
それから、もう時間がありませんので、一点だけ質問を申し上げますが、私は前にもちょっと言つたんですけども、人吉に現場調査を行つた際に、フランス製の極めて高性能の機械を見ました。これなら若者がその機械を操作することに楽しみを持って試験を受けて作業をする、こういうことを現場を見て、そうだなということを思いました。
しかし、日本の場合は非常に急峻な山で、そういう大がかりな作業機械が入りにくいという問題もありますし、価格の面でもそれにこたえ得るような事業体があるかどうかというのが課題だとうふうに思います。そういう意味では、日本の土地に見合った、山間地に見合った高性能の機械、こうした開発がどうしても必要なのではないかと思いますが、その辺の状況を若干お聞かせを願いたいと思います。
先ほど志賀委員から言われました第三セクター、農協、森林組合、自治体、そういうところなどを中心にしながら態勢をとるというのは非常に重要であります。私たちとしても、先般の農林委員会の中で石橋委員がちょっと提起をいたしましたが、真剣に、同時にいわゆる議員立法を含めて検討していくべきだと思つておりますので、ぜひ林野局の方でもそういう具体的な方策については検討課題として努力を願つておきたいと思います。さつきのだけちょっと……。

○馬場政府委員 林業の機械化につきまして、先生御指摘のように、我が国の地形に適したいわば日本型の高性能林業機械の研究開発ということは必要でございます。

私ども、現実に高性能林業機械化促進センター
というようなものを設置いたしまして、そこにおきまして地域におきます高性能林業機械の導入の
必要なところについて機械の開発、普及等を図つ
ているわけでございます。特に、平成四年度から、
急峻な地域に対応できる林業機械の開発といふこ
とを始めておるわけでございますが、これは、やは
り機械の開発ということはなかなか時間がかかる
るものでござりますので、すぐにはというわけでは
ございません。ただ、過去においても、例えはフェ
ラーベンチャーやスキッターというようなものは、
平成元年から平成三年ぐらいに大体我が国でも使
える形のものが出てきているわけでございまし
て、我々の申します高性能機械の普及も、平成三
年末で三百十台だったものが現在四百五十一台で
すか、非常にふえてきている。今後とも一生懸命
やりたいと思っております。

○野坂委員 私は、討論をするといふよりも、質問をしてなるべく認識の一一致を図りたい、そう思っております。

我が国の国土面積の七五%は森林だ。今その森林は豊かな森林と言えるだらうか。まさに荒れなんとしている森林であろうか。農林大臣の認識を一致するため、どのような森林状態であるかと、いうことをまず冒頭に聞きたい。次いで、林野庁長官にもお聞きをします。

○田名部国務大臣 台風等の被害、大変な影響を受けておるところもありますし、あるいは後継者、高齢化が進んでなかなか手の入らぬところもある。全体を見ると、地域地域によつて格差がある、

こう思います。現状、一千万ヘクタールの人工林の方は割合順調にまあまあの成熟をしておるし、多少手の入らぬところもありますが、一般的に言えば順調であろう、こう考えております。

その原因は、もう私が申し上げるまでもなく、いろいろ今までお答えしてきたところでもありますして、しかしそういうことを言つておつてもなかなか好転しないということで、何とか若い人たちあるいは高齢化に対応していくことなどで、そのためにはやはり農業と同じように他産業並みの労働時間、収入、そういうものを確保していくためにはどうするかといういろいろな知恵を出しながら、いすれにしても國產材時代というのはやがて来るわけですから、それを目指して整備をしていかなきゃいかぬということで考えております。

○野坂委員 結構です、長官。大体それで集約しておきます。意見が違つたら大変ですから。大体そういうふうにお答えになるだらうと思つておつたのですね。

ただ、今度の二法案は、「しかしながら」という前提がついて、「近年の林業をめぐる情勢の変化には著しいものがあり、」非常に厳しくなつてきました、「林業就業者の減少、高齢化が一層進行する」、「次代の林業を担うべき後繼者が著しく減少し、」これは農林大臣のお言葉ですよ、「林業の担い手の脆弱化が危惧されており、優れた技術及び経営感覚を持った担い手を幅広く養成確保するとともに、福利厚生の充実により、人材確保をしながら、こうあります。私はこのとおりだとと思うのですよ。だから、この法案に反対するというわけにはならぬわけですね。大体いいことが書いてある。そのかわり抜本的じゃないですね。ちよつと手にけがをしたのを治すぐらいの法案なのです。もつと抜本的なことを考えなきゃいかぬ。今言われました、林業者が他の産業と同じような所得を得る方法を私は考えておる。これは、シャワーとかふろ場とかをつくつて小遣いを貰つてやるから出てこいでは、幅広い経営感覚を持つ

た労働者はなかなか来ませんよ。今、全国の平均は女性が森林組合に勤めて五千円、男は八千円、これではなかなか有為な人材は集まらぬのじやないか。それなれば、集まつた理由として、同僚が言つたように、熊本県や高知県や愛媛県で行われておるようく地方自治体と同じような賃金なら、十四人採用するのに百何十人も来た。有為な人材が集まる方法がある。それは抜本的にやはり所得も、やはり根本は錢所得です。その所得を、そういう例がありますが、そのような指導助言をする考え方は農水省にありますか、林野庁長官でもどちらでも結構ですから、お答えをください。

○馬場政府委員 おっしゃるように、林業に従事する方々の労働条件、なかんずく所得が他の地域、他の産業に比べて低いから人がいらないのじやないか、そういう面はあるうかと思ひます。ただ、これはやはり林業という一つの産業でござりますから、その業を営むことによつて得られるものとの見合いで支払う可能性のある賃金というものは限られてくるわけでございます。したがつて、私どもは、その賃金を上げるために、やはり林業そのものが生産性を上げ、それから出てくる材が価値が高くならなければいかぬというふうに思つてゐるわけであります。

したがいまして、先生のおっしゃいますような問題を解決するためには、やはり流域流域でこれから成熟して供給される木材が適正な加工をされ、それ相応の値段で売れていく、それは引き受け、買う方のユーリーからいえば安定的に一定の品質のものが供給される、そういう体制ができなければ、ただ林業從事者の賃金を上げるだけでは解決しない問題だらうというふうに思つてゐるわけでございます。したがいまして、やや迂遠なううではござりますけれども、流域管理システムというようなものを確立いたしまして、その中で山で働く人たちにも他の産業に負けないような賃

金が払えるよう、そういう体制をつくってまいりたいと思つております。

○野坂委員 そういう体制を、馬場長官、在任中にやるという決意ですね。

それでは、今お話がありました流域別に、上でも流域システムをつくってそういう措置をやる。流域というのは百五十八ありますね。現在できておるのは六十七ですね。二年前に決めたことがなぜ六十七なのか、これからそういう体制にすると言ひながらなぜ事態は進まないのか、その理由が一つ。それから、流域管理システムで非常に成功しておるところはどこがあるのか、事例を挙げて説明願いたい。

○馬場政府委員 仰せられますように、平成三年に森林法を改正して流域管理システムの確立をするということを始めたわけでございまして、平成三年、四年、二年間で六十七の流域で流域林業活性化協議会というものが設置されて動き出したものでございます。さらに、平成五年度には三十九流域で設置が見込まれておりますし、三年間で約七割、百六の流域で活性化協議会が動き出すということになつてござります。

今委員仰せられたように、ではなぜ全部一遍にできないのか、こういうお話をございますが、この流域管理システムという思想そのものはよいといたしましても、地域地域で合意を得る、殊に林業関係者、これは林業組合もございます、あるいは大きな林業経営者もおります、またそこから材を買う製材業者、加工業者、流域全体を通ずる合意を得るわけでございますから、これはやはり時間がかかるのはある程度やむを得ないかと思ひます。しかし、今申しましたように、着実に本年度中には約七割の流域で動き出すだらうというふうに思つております。

そこで、私ども、その中で特に先導的といいますか、早く始まつて具體化しているものというのを的確に実態をとらえてPRをする、各流域にこういう例があるよ、こういう努力をしている地域があるよということを示していく必要があろうかと思つております。

うに考えていいですか。そのとおりですね、ちょっと確認します。

○馬場政府委員 平成五年度当初予算におきます借入金の予定額は二千八百八十億円でござります。

○野坂委員 今お配りを申し上げましたように、

だんだん借入金というのはふえておりまして、ご

らんいただきたいたと思いますけれども、平成四年で

は二兆六千七百億円、これだけありますね。この

調子でいくのならば、平成十二年には三兆五千四

百七十億円、これだけ必ず累積債務が出てくることになるのです。計算でいくとそういうことがあります。

そこで、毎年大赤字が出ておるのです、今回でもこの赤字というのは、借換債、借金の借りかえですが、これが九百二十億、あるいは事業

転換事業施設数というものが千六百三十億、利子

が御案内のように百九十億でしたか、そのぐらい

ついておるのでよ。支払い利子が千六百五十九

億七千八百万円。これではとても国有林はもたぬ

と思いますね。そして財産の売り払い代でも千六

百五十億でしょう。それから林野の売り払いでも

八百九十億。これでは幾ら売つても赤字が出てく

る。國の一般会計から大幅に増加をしてもらわな

ければ将来の累積債務というものはとどめを知ら

ぬようになる。私はそういうことを心配するので

す。自民党の皆さんも心配してくださると思うの

ですよ。だから野党と与党とが話し合って、流域

管理システムをつくったり、経理区分というの

事業の区分と累積債務の区分と分けましたね、平

成二年のときに、あれからもだんだんふえてくる。

毎年毎年借入金というものは増額になります。

これでは幾ら立派なことを言っても、国有林で

さあこういう状態だったら、あなたが指導助言を

して民有林を引張る力は半減するだろうと思う

のです。この辺を抜本的に対策をしなければ、

毎年間違いなく国有林は一千億の赤字が出ます。

そして、二万人体制には既になつておる。こういふことなら、抜本的にやるということになれば一

体どういうふうにすればいいのですか。

○馬場政府委員 国有林野事業についての御指摘

でございますけれども、やや事実に即して申させ

ていただきますと、国有林野事業は大変いろいろ

な問題を抱えていることは事実でございまして、

私も、平成三年七月に、この国有林野事業をど

うしたらいいかということで改善計画をつくりた

わけでございます。

これは委員も御案内と思いますが、今の経常事

業部門と累積債務部門に分けまして、経常事業部

門につきましては平成十二年度までに財政の健全化を確立しよう、約十年かけて財政の健全化を図

ろうというふうにつくつておるわけでございま

す。現在その途中でござります。三年目でござい

ます。現時点におきまつ財務状況は、個別の数字

は別といたしまして、確かに、まだ借入金がふえ

ていくという状況にあることは事実でございま

す。

これは御案内のとおり、木材価格等が低迷して

いるとか、あるいは資源量の減少に伴います伐採量の減少に伴つて売り上げが減つていくというよ

うな中で、まだまだ人員、組織等においてこれから

の適正化の途中であるというようなこともござ

いますから、当面、本年度におきましても借入金をしなければ経営が成り立たないという状況にあ

ることは事実でございますが、平成十二年までの

間で、例えば請負化等、事業の民間実行の徹底で

ありますとか、要員規模の適正化でありますとか、

あるいは組織機構の簡素化、合理化でありますと

か、さらには林産物の販売、森林空間の総合利用

の展開等による自己収入の確保でありますとか、

うようなことを重ねて、なつかつ、森林の

公益的機能発揮の観点からは、一般会計からの繰り入れをお願いするという措置を講じて改善をし

ておられますと、我々がお頼いする

力であります。我々がお頼いする

努力であります。我々がお頼いする

努力であります。我々がお頼いする

努力であります。我々がお頼いする

努力であります。我々がお頼いする

ざるを得ないところでござります。

なお、今委員がお配りになられた年次別の累積債務の数字は、私どもとしては、年次別にこのようない数字は承知していないところでございます。

○野坂委員 最後のところがわからなかつたので

あります。されば認めないとことですか、承知をしていないと。私が書いたのですから、私が承知しておるのです。

ただ、長官考へてみると、今から十年前は借入金は千三百四十億だったのです。今は三千億で

す。その間に四回も経営改善計画が出ておるので

すよ。一遍もうまくいっていない、一遍も。

それから、あなたがそう言うなら言いますけれ

ども、平成二年十二月十八日、閣議了解で決めてもらつたのですよ。あなたは、平成十二年を見て

おつてごらんなさい、そのときは借入金というの

はありませんよと言いましたね。平成十二年に

はそういう赤字も黒字もありません、平均、均衡

のとれた收支のバランスがとれますといつもあなた

たは言つておるのですよ。昭和五十八年から過去

四回経営改善計画をやつてきたのです、三年おきに

ひとつも善処されていない。

農林水産大臣がにこにこ笑つておられますけれ

ども、今度はあなたに聞きます。

国有林野の平成二年度までの累積債務は経常事

業部門と区分して処理したところである。これは

間で、例えば請負化等、事業の民間実行の徹底で

ありますとか、要員規模の適正化でありますとか、

あるいは組織機構の簡素化、合理化でありますと

か、さらには林産物の販売、森林空間の総合利用

の展開等による自己収入の確保でありますとか、

うようなことを重ねて、なつかつ、森林の

公益的機能発揮の観点からは、一般会計からの繰り入れをお願いするという措置を講じて改善をし

てしまふのです。

ただれども、あなた以上に私どもは心配して

てしまうのです。

○野坂委員 こういうことで、もう時間が終わつ

てしまふのです。

ただれども、あなた以上に私どもは心配して

しまうのです。

○野坂委員 こういうことで、もう時間が終わつ

てしまふのです。

減つているのですよ、人件費は。こういうことであれば、こういうことを抜本的に今やらなければ、将来に禍根を残しますよ。平成十二年はもうすぐ

来るのですよ、もう七年したら。そのときは、また

しくじりました、こう言わなければならぬ。閣議

の要因を受ける場合も非常に多いわけであります

から、きちんと計画どおり進むかとなると、なかなか

難しい面もあります。あります。しかし、策

材価格というのは、いつまで低迷するとか、外國

の要因を受ける場合も非常に多いわけであります

から、きちんと計画どおり進むかとなると、なかなか

例えれば民間の場合は林道でも造林費は出しますね、補助金を。これは、国有林の伐採資金で出します。おるのですよ。歳入を見ていただきたい、歳入を。例えば林産物の売り払いや林野等の売り払い代、土地まで売つておるのですよ。これでも二千五百億にしかならぬのですよ。とてもそれでは赤字が出て、やれないということはわかつておるではないですか。売り払いいで、林材が上がつたらまたよくなるのじやなかろうかなんていふ、農水大臣がそういう見解であつてはとてもよくならぬということを私は明言しておきます。そんなものが上がってよくなるはずはない。

だから、一般財源からこれを繰り入れなければならぬ。山を守るために、三十九兆円も国土保全のための公益的機能があるならば、農水大臣は腕まくりをして閣議で言つてもらわなければいかぬ、私はそのことをお願ひしたのだ。言つうなれば、林道と造林費だけは全部国から一般財源で出す。そうすれば毎年一千億円は浮いてくる。一千億といふものが一般財源から出て、事業区分であるいわゆる林道とか造林費とかそういうものに出していくば、もつともっと国有林は美林になつて、そして高く売れてくるだろう、そのくらいなことを思い切つて閣議で言つてもらいたい、そのことを私は要請したい。

農水大臣の決意を聞いて、私は質問を終わりたいと思いますし、林野庁長官も、あなたの決意をお聞きして、第二の国鉄にならぬよう、国有林を守るように、七百七十万ヘクタールは確固として守る、そしづなければ、我々は、民有林の皆さんを指導し引っ張つていくことはできないではないかということを心配するからです。

○馬場政府委員 国有林事業の經營が苦しいことはそのとおりでございますが、そしてまた、そのために、必要なものでかつ公益的機能の増進に寄与するもの、あるいは借入金に関しましても、その中で職員の退職手当等に充てるものについての利子等につきましては、一般会計から現在も額をふやしながら繰り入れをしていただいているわけ

例えは造林、林道については全額一般会計から入るといふべきですが、今委員が仰せになりましたような、業者が事業として、しかも将来に対する投資として行っているものについて入れるといふようなことをは、なかなか国民一般の御理解も得られないのではないかだろうか。ただし、民有林並みの助成という意味での國からの助成という意味での努力はしまいっていいるところでござります。

なお、あくまでも国有林野事業が事業特別会計として今後とも運営していくという前提で考えておりますので、やはり原則的には収支相償う経営にするため、今後とも自助努力をしなければならないというふうに思つております。

○田名部国務大臣　一生懸命やりますが、經營改善計画というものを無視してやるということは、なかなか難しい問題があります。ですから、そういう計画を実施するという前提で大蔵省にも要請をしていきたい、こう考えております。

○野坂委員　大蔵省、おられますか。あなたに聞かなければいかぬことがある。

そういう事業なんですよ。毎年確実に一千億の赤字が出るのですよ。だから、だんだんだんだん大蔵省は、別途抜本的な措置を講ずるという闇議りかえして利子がふえる。もうこれではとても行き詰まりになるだろう、こう思うのです。だから了解があるのですから、来年からは、百三十億とか百六十億とかみみつちいことを言わぬで、一千億単位で補助金をもらわぬと、もうともこの林野はやつていけないと、いうことは明確ですから、その辺は考えてもらえるでしようか。農水大臣も元気を出して、辞表を懐に入れて、政治改革もあすことですから、この際に辞表を出して、やるところが足らぬ。だから、そういう点については十分に考えてほしいということをえてお願ひいますけれども、彼、大蔵省出身なんだ。まだ元気を出しえたが足らぬ。だから、そういう点については十分に考えてほしいということをえてお願ひいま

○平沼委員長 最後に、津田主計官、簡潔に。
○津田説明員 国有林の改善計画に基づきまして、今農林水産省と林野庁で懸命の努力を続けていただいているところでござりますけれども、政府としても五年度予算の際には、例年になく厳しい財政状況ではございましたけれども、その中で農林水産省とともによく話し合わせていただきまして、ほとんど全体としての予算の伸びがない中で、国有林事業に対する一般会計からの繰り入れにつきましては二〇%も増加ということをさせていただいたところでございますし、この数字は、六年ほど前と比べましても実は三倍ぐらいになっておるわけでございまして、ほかと比べれば、最近では相当力を入れているつもりでございます。

今後のことにつきましては、今、政府の財政バランス 자체が火の車でございますし、予算編成といふのは、そいつた全体の財政バランスにも規定されざるを得ない面がございますので、その年の財政事情をよく勘案しながら、この問題を取り扱つてまいりたいと考えております。

○野坂委員 お話を承りましたが、私は了解をしたわけではありません。もっと山を守り、田んぼを守る、育てるという意味で、公益的な機能は、林野庁長官が申し上げましたように、一年間で、計算すれば三十九兆円もの貢献を国家にしておる。こういうことはみんなが知つておることですから、私は、恥ずかしいことじやない、思い切つて、山を守るために必分の、百億台ではなく一千億台でぜひ一般会計から繰り入れをしていただきたいということを強く大蔵省に要望し、農水大臣の齋藤を、健闘を中心から祈念して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○平沼委員長 午後一時から委員会を再開するごととし、この際、休憩いたします。

午後零時十一分休憩

○平沼委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を行ないます。遠藤登君。

○遠藤(登)君 山の実態について、いろいろな角度から質問なり確認なり、あるいはその内容についても発表があつたのであります。私も零細な森林組合員の一人という立場でありますけれども、最初に、私も改めて山の問題を確認をしてみたいといふふうに思います。

まず、国有林の問題も、先ほどもいろいろ質問なり意見の開陳があつたのであります。平成三年から先輩、皆様の大変な御努力によつて改善計画が策定をされ、大変な努力を重ねながら今日を迎えてるという状況がありますが、なかなか厳しいものがあるということだと思います。平成五年度、今年度末で国有林野の職員の二万人体制をつくりあげるという方向に向かつて今努力が重ねられているということだと思います。

この大事な国民の財産であります、また貴重な資源でもあります国有林先ほどからいろいろ問題が指摘もされて、それなりに大変な御苦労をいただいているのでありますけれども、実際問題として、現在でも国有林のいわば保育とか間伐とか育林とか、そういう方針にわたつて十分な管理が行われているという状況ではないのではないか。二万人体制あるいはさらに合理化を重ねていくという方向は、まず一つは人減らしですね、これは限界があるのでないかというふうに思うのです。一般会計よりの繰り入れ問題あるいは国の財政難の問題もさることながら、この合理化計画の中で、あるいは改善計画の中で、陣容、体制をこれ以上削減をするということについては限界にあるのではないかというふうに思うのであります。改めてその点をお聞かせをいただきたいというふうに思います。もちろん、ただ人を減らせ

ばいいということではございませんで、森林の管理のあり方について見直しながら、必要なところには人を配置する、また、資源の状況あるいは森林の形態によって、必要でないところの人は減らしていくということが必要なわけでございます。

私ども、現在国有林の管理について、四つの類型に分けて、それぞれのあり方によって管理の仕方を工夫するというようなことも含めながら、この適正な人員の配置あるいは規模というものを考えていただきたいと、ううに考えております。

例えば、森林の生産を維持する、生産をする森林、あるいは自然を保護する森林、あるいは空間利用をする森林等々によりまして、そこに必要な要員というのは違つてくるだろうというふうに思いますが、その点も現在内部で詰めながら、今後も適正な規模というものを考えていただきたいと思つております。

○遠藤(鶴)委員 山は手入れをしなければ当然荒れるわけですから、山が荒れるというのは

川下が荒れるということにつながるのだと思いま

す。これはやはり大蔵省の問題あるいは政府各

府全体の問題もさることながら、特に都市住民に

対してもっととそのPRというか、理解を求

める努力というものを持続する必要があるのではないかというふうに思うのであります。

民有林を含めて国土の七割を占める山の問題、

森林の問題は、例えば小中学校の教育の問題や社

会教育の分野あるいは緑の少年団などといふ

で、これは学校林あるいはその体験学習、その他

交流学習、万般にわたつてあると思いますが、こ

の教育的な分野や、あるいは副読本をつくるとか、

もつと文部省側との話し合いをするとか、これは

国民生活にとって不可欠な貴重な課題でありま

すから、そのことについては体系的に積極的な対

応を図る必要があるのではないか。これは

林野庁自身がやる、あるいは農林省自身

がやつていかなければならぬ問題と、全体的に

やらなければならぬ問題、あるいは文部省も

もつと積極的に展開をしなければならない問題、

わざでございます。

○馬場政府委員 森林・林業の持つていています機能

というのは、単に林業者のみならず、国民全体に

というふうに思いますが、どのような所信に立つ

ていらっしゃるかお聞かせいただきたい。

あるいは保健、文化的な利用等々含めますと、各

位が全体に関心を持っていただきたいことでござ

ります。

今教育の問題にお触れになりましたが、私ども

林野庁いたしましては、平成三年度に森林・林

業教育に関する懇談会というのを開催いたしまし

て、この教育の問題についても、森林・林業をどう

やって教育の場で広めていくかということを相談

したわけであります。そこで、やはり方法といった

しましては、森林・林業の役割や重要性について

の国民の理解の促進を図る、それから教育機関と

の連携の強化を図る、また林業後継者の育成なり

確保、あるいは婦人の参画の問題等についても一

層層めていくべきであるということを打ち出した

わけでございます。

林野庁いたしましては、これらを踏まえ

まして、今年度から新しく森林・林業普及啓発推

進総合対策事業というような事業を創設いたしま

して、普及啓発センターによる情報の収集、提供、

あるいは青少年の森林・林業体験の場の整備、林

業後継者による林業技術の開発の促進などに取り

組もうとしておりますが、文部省におきましても、

私ども平成三年のそういう懇談会の成果も踏まえ

ましていろいろと相談をした結果、昨年、小学校

五年生の社会科教科書に森林・林業に関する記述

が復活をいたしましたことや、あるいは学校の週

五日制の導入の動きを踏まえまして、各都道府県

におきまして、林務部局と学校教育関係部局が連

携いたしまして、積極的に林業、森林問題の普及

啓発活動に取り組むというようなことをしておる

わけでございます。

○馬場政府委員 おっしゃるよろしく、我が国の森

林の所有形態を見ますと、大変零細な所有者が多

いというのはそのとおりでございます。また、先

ほどお触れになつたセンサスの調査年において、

林産物を販売していない林家というのが九五%に

なるということは、そういう意味では直接の経済

活動といいますか、産物を売つていないという意

味での経済活動を行つてないのが多いというこ

ともそのとおりでございます。

したがいまして、今の所有者の主体別に見まし

て、事業としてやつているというのはどの辺にな

るかということになりますと、二十二ヘクタールか

ら五百ヘクタールぐらいの中、大規模の林家、こ

の辺になりましてようやく林業によつて家計を主

として維持するという層が出てくるわけでござい

ます。その辺の個別の林家の経営のあり方と、今

おっしゃるような経営体、これは組合であつたり

会社であつたりいろいろございますが、そういう

ものとが入りまじっているのが現状でございますから、そういう林業のあり方というのを前提に我々は施策を考え、また、これから担い手を考えいかなくてはいかぬ、こう思うわけでござります。零細な林家につきましては、主として森林組合等に集まつていただいて、その組合の作業班が作業の委託を受けて生産活動を行う、中規模ないし大規模の林家は、それぞれみずから労働力、自家労働あるいは雇用労働力を含めて林業経営を行つていい、こうしたことにならうかと思います。

お尋ねの学卒で新たに林業に従事した者の数ということでございますが、これはまず林業経営体の中で後継ぎがいる、あるいは後継ぎが予定されている林家というのは、そつはいましても十七戸ぐらいございます。その中で、既に後継ぎ予定者が林業に関与している林家というのは、二万九千五百三戸あるわけでございます。残り七万八千戸ぐらいは、後継ぎの予定者はいるけれども現在林業に関与していない、こういう状態になつてゐるわけでございます。

新規学卒者の林業への就業者数でございますけれども、平成三年では百八十三人。これは昭和五十五年のときに四百九人でしたから当時も少なかつたのですが、かなり大幅に減少してきているといふ状態にございます。ただ、新規学卒でなく他産業から林業経営へ、後継ぎでなく新しく参入した者が、平成元年、一年、三年の三ヵ年合計で四百六十八名というような形で、後継ぎがいない林業経営体についても外から入つてくる人もいる、こういうことでございます。

○遠藤(登)委員 まず大変な後継者問題、これは統計のとり方がいろいろあるのだと思ひますが、私の聞いている範囲内では、大体学卒が二百名、新規参入が百五十から八百名ぐらいということなんですね。これは大変な問題であると思ひます。

今回の法案の問題も関連をするわけであります。ささらに山の実態を精査してみれば、私も何回か指摘してきた問題でありますけれども、十年間

に全国で二千三百を超える山村の集落が日本列島から姿を消した。年間二百三十の集落なんですね。換算すると、二日間に一つ山村の集落が日本列島のではないかというふうに思うのですね。したがつて、定住人口が激変し、山村の集落が廃村となつて、加速している状況がある。これは一体何なのか。例えば過疎法があつたり、あるいは山振法があつたり、特定地域の活性化法があつたり、今回付税の対象にしてみたり、万般のかかわりを持つてきているのだけれども、一向に歯どめにならない。これは何なのか。例えば林業においても、林業・集落センターをつくる、林道をつくる、あるいは市町村道、県道をつくる、あるいは大規模林道をつくる、これも大事な課題である。大事な課題であります。山で定住して生きていいくための所得が足りない、生きていけないというところに問題点があるのじやないでしょうか。

環境もさることながら、雪が深いとか、不便だとか、あるいは教育的、文化的にまだ大変だとか、若い者がほとんどない集落が大半なんですよ。山の村は、先祖伝来の何百年という山の集落をお年寄りたちが守り続けているのだけれども、いつまでも守り続けることができなくて、くしの歯が折れるよう里に、町場に去つていく。したかつて、森林・林業の活性化もどうにもならない。したがつて、これは直接の所得補償ができるない、なじまないとおっしゃるのだけれども、一つは、もう税金など取らなくていいのじやないです。か。それから、少なくとも一年に一遍とか毎年とか、大変な状況ですから、それを調査して現場を把握するといふことが大変大事な課題ではないか。これは地域の基幹産業である林業の振興を図ることが必要だというふうに私ども考えるわけであります。が、それだけに頼ることなく多様に就労の場を確保しようということで、地域の特産品といいますか、農業分野でのそうしたものも通じて就労の場を確保していきたいということを再三申し上げてきました。

いずれにしても、農業分野とは別個に、造林、林道の公共事業の積極的な推進を図る、あるいは林業事業体の育成など扱い手を確保する、あるいは林業構造の改善や特用林産の振興を図つていく、今御審議いただいている法案による金融措置、そういう各般の施策を推進していくこうとしているわけであります。また、自治省、国土庁と農林水産省との森林・山村検討会、こういう検討結果を踏まえて、地方財政による支援措置が講じられることとされたわけであります。

いずれにしても、先般も閣議で高齢化の問題が提起されまして、とにかく農山村あるいは漁村、もう他に先駆けて大変な高齢化が進行しております。二十年も早い、ということと、各省庁挙げて定住のための努力をお願いしたいということを先づからもお願い申し上げたわけであります。しかし、もう少しでも早く申し上げたわけですが、それがだんだんと加速的に低下をしていく、こういふ状態の中で、このたびの二法問題を初めてとして活用化問題がある。どういうふうに手をかけるか、これがだんだんと加速的に低下をしていく、こういふ実態なわけです。これは大変な問題なんです。

それから、山の実態あるいは山村の実態といふことは所信に立つておるか、改めてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○田名部國務大臣 農業、先般御審議いただいた新農政との関連の中で、山村振興ということいろいろ御議論ありました。これは一体のものでありますから、一体のものとして私どもは進めていかなければいかぬ、こう考えております。特に山村の定住条件、これを図ることは環境を守ることにもつながるし、そのためのいろいろな施策を講じていかなければいかぬということを申し上げたわけであります。

特に山村だけに限つて申し上げますと、山村振興法、それを通じて産業の振興を図る、あるいは交通体系の整備、福祉対策の推進、あわせて山村地域の基幹産業である林業の振興を図ることが必要だというふうに私ども考えるわけであります。が、それだけに頼ることなく多様に就労の場を確保しようということで、地域の特産品といいますか、農業分野でのそうしたものも通じて就労の場を確保していきたいということを再三申し上げてきました。

それから、山の実態あるいは山村の実態といふのは、少なくとも二年間に一遍とか毎年とか、大変な状況ですから、それを調査して現場を把握するといふことが大変大事な課題ではないか。これはいろいろ大変だと思いますが、やはりそういう体制をつくつて即刻それに的確な対応がとられるといふことが今問われていて、これは私ども山村にあります。山で定住して生きていいくための所得が足りない、生きていけないというところに問題点があるのじやないでしょうか。

それから、森林・山村検討会といふことだけでも、もう検討を重ねている時間はないのじやないですか。

あと万般にわたる施策が重要でありますけれども、やはりそこに力点を置いて早急に対応しなければどうにもならないという状況にあるのではな

例えばこのたびの改善資金だって八十億、これは大変努力をされて確保されたと思うのであります。それが無利子だ。山に青年がほとんどないような状況の中で、国内研修、海外研修に主力を置いて後継者の育成あるいは後継者確保対策ということが、これは中心なわけですね。だけれども、こういう実態なわけだ。それはもう無利子の融資なんというあれは、据え置きとか期間延長十一年なんという実態じゃないんじゃないですか。それはもう積極的に補助に切りかえていくという姿勢に立つ状況なのではないだろうかというふうに思うのであります。どうでしょうか。

○馬場政府委員 林業というのは非常に時間のかかる、長い期間を要する産業であるというのは、先生おっしゃるとおりでございまして、俗に、植えた人が生きているうちに収穫することが難しいような経営だというふうに言われておりますけれども、まことにそういう面があるわけでございま

す。それでは、それだけでやつていけるかというとそれだけではやつていけないのですから、一方で、先ほどお話をありましたように、山村におきましても、農業であるとかほかの産業と組み合わせてやつていかなきいやかぬという面があるわけでございます。林業サイドの中だけでいいましても、今申し上げたような非常に長期にかかる林業経営とあわせて、例えばシイタケなどのキノコの栽培であるとか山菜の栽培であるとかいういわば早期収益事業といいますか、そういうものと組み合わせていくという形で考えていかれる経営者の方が多くなってきているわけであります。

今回の林業改善資金助成法で考えておりますのも、その十年というものは、確かに木を植えて育て収穫するなどというものから見ますと非常に短いわけでございますけれども、初めて林業経営をやろうという方は、一方でそういう長期的な造林等もしながら、一方では毎年ある程度収穫が上がる早期収益事業というふうなものをやつしていくということをございまして、その両面をにらみなが

る融資制度の拡充をしたいというのが私どもの考え方であります。

今、るるお話をございましたように、なかなか林業は大変であるということは我々もそのように思つておるわけでございますが、やはり何とかし

て山村に定住し、そこで生活していく人たちを育てていかなければいかぬ、そうしませんと我が國の森林や林業が維持できないという事態でございま

すから、いろいろな政策を組み合わせながら、少しでも若い人あるいは林業をやろうという人が山村に定着して仕事をやっていくように環境整備等もしてまいりたいと思っております。

○遠藤(登)委員 時間がありませんから、問題点というか、先ほども出たわけでありますが、一つ

は、今までのようない山の実態がある。一つは、午前中も話題として出たのですが、非農家林家が十年間に五四・四%ふえているのですね。管理委託というのは一五・一%。不在地主の問題も出たわけですが、不在林家とののは二一・八%だというような状況で、これも森林組合等に管理を委託しているというのも非常に少ないですね。こういう面についてもつとめつとメスを入れていく必要があるのではないかということが一つ。

のですから、その基本的な、まず認識みたいな、スランプみたいなものをぜひ最初にお聞かせ願いたいと思つております。

○田名部国務大臣 おっしゃるとおり、今までいろいろな制度改革を行つたり、支援措置をしたりやつてきたと思うのですね。ただ、考えてみると、国有林にしてもいい時代があつた。あるいは民有林にしても、これで財をなそうとかという考え方えは昔は余りなかつたのですね。むしろ、うちを建てるときに自分の山の木を切つてという程度の感覚であつて、それは、いい時代にいよいよこれを事業としてということ植林等がどんどん進んでおつた。そこへ外材が入つてしまつて、外材と対抗できないということからこういう問題が非常に深刻になつてきた、こう思うのです。

集落自身もだんだんおかしくなつてきた。それらに今いろいろ手を加えて、そうしてこの活性化を図ろうということをやつておるわけありますけれども、しかしそう言つてみても、戦後一千万ヘクタール人工林をやつたわけありますけれども、それがよいよ国産材の時代を迎えるといふことも一方であるものですから、これに向けての体制もつくつておかなければいかぬということでありまして、おっしゃるとおり、何をやればすばつとよくなるかということは、なかなかいろいろな背景があつて難しいことはあります。難しいけれどもこれに果敢に挑戦して、何としても生き残りをかけて私どもは努力していかなければならぬ。そのためには、生産も大事なことがあります。そのためには、生産も大事なことがあります。まあしかし、頑張りますと言つたつて同じ言葉でありますから、そういうことで努力をさせていただきたい、こう思います。

○前島委員 頑張る、頑張るというのはよくわかることでありますので、全力というのによくわかつたということありますが、まあしかし、工夫、流通、いろいろな条件の整備をするということでも大事なことありますので、全くのところは個別地域の名前を挙げますとその他の地域の方々が、おれのところはなぜ入れないと言つたりいろいろするのですけれども、明示して、明らかにしてここはこういうことでやつてます、ここはこんな工夫をしていますよということを言つていい

案をすると、我々もう基本的に認識はそんなに違つていませんので、対立しているわけではないので、頑張れよ、おれは応援するからということで、頑張りますよと言うけれども、一向に正直言つて先が見えてこないというのが一つの現実だろうと思うのです。

そこで、一昨年改正したときに私ども大きな一つの期待を持つたのは、これからは官と民が別々ではなくして、ひとつ一体的にやろうじゃないかということ、それを、地域においては流域といふ形でもつて川上から川下、生産、流通云々が一体となってひとつやつてみよう、これは新しい私は大きな発想の転換であり、ここに一つの林业再生の芽があるかなと期待がかかるわけですね。

しかし、午前中の答弁にもありました、その活性化協議会とか、期待どおりやつていると認識していますか。数のことと言つてはいるのではないかのです。百五十のうち、ことしいくと百いくからという数ではなくして、中身として、いわゆる官民が一体になって取り組まれているだらうか、官民が一体になって取り組まれているだらうか、あるいは、川下と川上等々を含めて、生産、加工、流通まで含めて一つのテープルに着いて何とかしようじやないか、そういうものが、今期待されています。

いるような形でこの二年間展開されていけるんだろうか。長官、その辺のところを認識として聞きたいのです。

○馬場政府委員

午前中にも数のことは申し上げましたが、數は言いませんが、率直に言いますと、今まで川上、川中、川下ばらばらにやつていたものが協議会を開いた途端にうまくまとまるかといふこと、これはさほど甘いものだと私も思つております。

先ほども、先導的地域というのを、わざわざこられは個別地域の名前を挙げますとその他の地域の方が、おれのところはなぜ入れないと言つたりいろいろするのですけれども、明示して、明らかにしているのですけれども、明示して、明らかにすることはこういうことでやつてます、ここはこんな工夫をしていますよということを言つていい

るのも、ほかの地域の方々が、少しでもそういう方向に努力しようあるいは目標を持とうというふうになつていただきたいためにやつてはいるわけで、頑張りますよと言つたけれども、一向に正直言つて先が見えてこないというのが一つの現実だ

りうございまして、實際言いますと、二年、三年今一生懸命努力していますけれども、目に見えてくるのはまだ少し時間がかかるのではないか。先導的地域は、いわばこの流域管理システムをつくる前からむしろ基礎的にそういうことをやつてはいるところでございまして、新しい地域というのは、これから流域管理システムとは一体何だろう、どうやっていくんだろうということを今考えたり相談したりしている最中だというふうに思います。

○前島委員 そういう面で若干耳にしますのは、林野庁、営林署自身がちょっと消極的ではないかという意見も実は、從来の延長線上で管理計画を立ててはいるが、もっと積極的に、自治体をあるいは森組合等々の民間を巻き込んで積極的に地域の活性化協議会あるいはセンターを活用する中で取り組もうではないかということについて、必ずしもそういう姿勢を感じられないやといつ面も聞かれなくてはないわけですね。組織をつくるうとしている努力は、それぞれ流域のところでやつてはいるということは、私たちわかるのでありますけれども、要するに官民一体になつて、あるいは流域センターを中心にして地域が一体になつてということについて、必ずしも営林署あるいは林野庁がいるという事態とか、せめて農林省という大きな枠といふ枠の中にとどまつていいだらうか。

農家にたつて林の収入とほかの収入との兼ね合いがあるわけですから、その辺のところの一体的対応とか、セメント農林省といふ大きな枠といふ枠の中にとどまつていいだらうか。

いましょうか、第一次産業といふ枠の中で、この林業活性化センターも林業といふ枠だけじゃなくして、他の農業分野との連携という問題ができないことについて、必ずしも営林署あるいは林野庁が期待した流域管理システムなんかでの林業活性化センターの任務といいましょうか。活動内容にいう声を聞かなくもないわけなのであります。

そういう官民一体とかあるいは流域単位でどういう労働力の問題です。これはもう民間の方でも高齢化が進み、労働力のないことも間違ひない。片や国有林の方は、二万人体制という形で強引にやろうとしてかなりいろいろな議論が出ていることも事実ですね。そうすると、本当に先ほどの危機的状況を何とかしようということを大事にするならば、従来の延長線じやなくして、その辺の労働力の配置の問題等々も官民一体の形で強引にやろうとしてかなりいろいろな議論が出ていることもあります。それが現場での林業家あるいは農業関係者であるいは森林組合関係者の皆さんの中でもあるような気がする。

そうすると、どうも一番それにおくれてはいるところはなぜ入れないと言つたりいろいろするのですけれども、明示して、明らかにしているのですけれども、明示して、明らかにすることはこういうことでやつてます、ここはこんな工夫をしていますよということを言つていい

る、それを官の方が積極的に対応していくといふ努力があつてしかるべきだと私は思うのですね。どうも聞くところによると、まだ官は官、民は民という枠の中であつて、現実に労働力がないといふ状況の中で、何かこう、もどかしさを感じるわけですね。

例えは、活性化センターにしても、林業活性化センターなんですね、林業枠の中でしか議論をしていない。さきの農業新三法のところで、中山間なんかがうまく結びつけてやつてあるんだ、これがこれからの日本の畜産の大きな道であるし、それには地域活性化への道だという話も聞いたことがあります。百五十のうち、ことしいくと百いくからという数ではなくして、中身として、いわゆる官民が一体になつて取り組まれているだらうか、あるいは、川下と川上等々を含めて、生産、加工、流通まで含めて一つのテープルに着いて何とかしようじやないか、そういうものが、今期待され

て出発したこの活性化センターも、何か林だけのものもあるわけですね。私たち、あるところで、要するに畜産における林業の利用という形で五島さんなんかがうまく結びつけてやつてあるんだ、これがこれからの日本の畜産の大きな道であるし、それには地域活性化への道だという話も聞いたことがあります。百五十のうち、ことしいくと百いくからという数ではなくして、中身として、いわゆる官民が一体になつて取り組まれているだらうか、あるいは、川下と川上等々を含めて、生産、加工、流通まで含めて一つのテープルに着いて何とかしようじやないか、そういうものが、今期待され

て出発したこの活性化センターも、何か林だけのものもあるわけですね。組織をつくるうとしている努力は、それぞれ流域のところでやつてはいるということは、私たちわかるのでありますけれども、要するに官民一体になつて、あるいは流域センターを中心にして地域が一体になつてといふ枠の中で、この林業活性化センターも林業といふ枠だけじゃなくして、他の農業分野との連携という問題ができないことについて、必ずしも営林署あるいは林野庁が期待した流域管理システムなんかでの林業活性化センターの任務といいましょうか。活動内容に

しても、従来の枠を抜け切つてはいる。ただ大変だ、大変だと大臣が言われるだけで、何かもう少し一步踏み出したというものが現場でも現実の対応として求められているのではないだらうか。それが現場での林業家あるいは農業関係者あるいは森林組合関係者の皆さんの中でもあるような気がする。

それでも、従来の枠を抜け切つてはいる。ただ大変だ、大変だと大臣が言われるだけで、何かもう少し一步踏み出したというものが現場でも現実の対応として求められているのではないだらうか。それが現場での林業家あるいは農業関係者あるいは森林組合関係者の皆さんの中でもあるような気がする。

そうすると、どうも一番それにおくれてはいるところはなぜ入れないと言つたりいろいろするのですけれども、明示して、明らかにしているのですけれども、明示して、明らかにすることはこういうことでやつてます、ここはこんな工夫をしていますよということを言つていい

かなくはないわけですね。その辺の労働力の配置の問題、活性化センターのあり方の問題、ほかの林と農との一体的な運営について、もう少し積極的な対応を期待するのですけれども、その辺のところを長官。

○馬場政府委員 流域管理システムは民有林、国有林一体としてということを言って、私ども常に私ども自身の組織であります當林局、當林署等を指導しているところでございますけれども、委員御指摘のように、地域によってはやはり役所的な対応をしているじゃないかという御指摘があることも承知しております。

そういうことであってはならないということことで、我々の中では、森林の流域管理システムを推進するために、府内の組織であるとか當林局署においての組織でありますとか、いろいろ整備をしていながら、外へ出ているわけでござりますけれども、從来国有林の中だけ自分で自分の経営だけしていた方が、外へ出ているわけでござりますけれども、從来国有林の方と一緒にその地域全体の林業をどうするかという議論をするというところまでなかなかいってないかなという点は、私も自覚症状があるわけでござります。

ただ、先ほど申しましたように、よくやっている地域と、おくれているといいますか、十分でない地域というのが出てきたりしますと、だんだん

そこで間の情報というのも流れますから、これは我々も努力しますし、先生方に温かい御支援をいただきたいと思うわけです。

では、活性化センターをつくって、それがうまく機能するようにするにはどうしたらいいかとい

う問題でございますが、先ほど言いましたように、川上から川下までの非常に幅広い、いろいろな事

業体の方、地方自治体はもちろんでござりますが、森林組合あるいは森林整備法人さらには素材生産

とか造林の事業体、木材加工、流通団体等々入っていますものですから、すぐに動き出すというよ

りは、まず問題の認識を一致させて、どういう枠組みをつくるか、そして、具体的にはどういう目

標をつくるかという、いわゆる活性化基本方針でございますが、このところでいろいろと試行錯誤をされているというのが実情かと思います。

その際に、林業だけでなく、地域の問題としては農業もあるではないかという御指摘がございました。おっしゃるとおりでございまして、本来

第一次産業というのは流域単位に成り立ってきておりまして、本来

いるものでありますから、森から出てくる水を水田が利用する、川で魚が育つというようなこともござりますから、全体ひくくるめてのことが望ましいことはそのとおりなんですけれども、先ほど

言いましたように、まず林業の中でも合意するのが大変なものですから、我々は決して農業とかほ

かの産業との関係を排除するわけではなくて、入

れたいのですけれども、まず林業について、民、國あわせて一体化すべきだというふうに言つております。

ただ、ちなみに林業と農業がそれぞれ重要な地位を占めている地域で密接に関係があるというと

ころでは、例えばこの活性化協議会のメンバーに、その地域の農業協同組合の組合長さんにも入つてもらっている地域が幾つかござります。そういう

ところでは、比較的農業の問題、林業の問題共通

で、例えは労働力でも森林組合の作業班の方々が得るという前提で、労働力の調整等についても農

業関係者も入つてやろうという動きも出てきてお

りますので、だんだんにそういう地域全体の問題に取り組めるようになると思いますが、とにかく

先ほど言いましたように、かえて從来は利害が対立しているような方々と一緒に集めているところ

のものが目に見えこないという点は、そのとおりだと思います。今後一生懸命やつていただきたい

思っています。

○前島委員 まだ余裕があるならわかるのですけれども、もうがけつ縁もいいところという状況で

あるし、労働力の配置にせよ、活性化センターの機能にせよ、一緒にやることがいいことはもうわ

かり切っているのですから、ぜひ林野庁の方々が積極的にやつてほしい。うまくいっているところ

は、やはり積極的にみんなで一緒になつてやつてございませんが、平成四年度の収入の見込みは七

億四千万円、これは国有林野事業総収入では〇・三九%程度で、まだ微々たるものでございますが、

収入にプラスにはなつてきているというふうに考

えております。

○前島委員 空間利用といふのは、リゾート開発だけではなくして、その他の機能という意味でございませんが、さまざまな観点から検討しなくては

いけぬことは間違いないと思います。そういう面

私は反対するものでもないわけなのであります。

○馬場政府委員 ヒューマン・グリーン・プラン

は、もうちようちよう申しませんけれども、確かに国有林の経営の一形態としていわゆる森林の空間を利用するということあります、同時に親

しみたいという国民のニーズにもこたえるものと

いうことで始めたものでございます。

実績でございますが、現在までに指定箇所は二十三ヶ所指定しております。検討対象としては百

三十八ヶ所ぐらいあるのですけれども、今まで二

そういう中で、從来は国有林の中でつくる場合

はパブリック以外認めなかつたけれども、六十二年ですかを境にして、準パブリックをやつてきているわけですね。私の聞くところによると、余りうまくいっていない。やはり武士の商法かなと思ふ面もあるわけですね。準パブリックにしたことによって、何か、あるところでは一千万円の会員権で七百口あれしたけれども全然買ひ手がないというふになつて、逆にそのことによつて利用者が限定されてしまつて結果的に利用者が減つて収益が上がらない。今収益方式をとつていてますから、標準パブリックがいいだらうと思ってやつたのだけれども、結果的には収益が上がつていなければ国有林に入る収益も少ないという形で、私は悪循環の典型的のような気がするわけであります。そういう面で、このヒューマン・グリーン・プランの方についても、場所と方法、国有林を使う、国有財産を使うということについては慎重であつてほしいと私は思います。

の、水の確保あるいはインフラ整備費用の負担等、条件整備についての問題点が明らかになつたわけですが、いまして、これらの点を踏まえまして、地元地方公共団体の意向も聞きながら長期的視点でございまして、これらのことと合わせて、事業候補地といいましょうか、皆さんでは対象地域と言つてゐるのですが、それはどこなのかといふう資料をくれくれ、こう言つたら、なかなか出されなかつたですね。まあ、もつたから出してくれたのですけれども、その中にまだ富士山が残つているのですよ。

これは後で質問する富士山の機能分類の問題と微妙に絡んできているので、私これを言うのであります、あそこはもう、長官御存いかどうかわかりませんけれども、場所も特定されていて、だけれども、富士山といふのはまだずっと広い地域でございまして、富士宮の方から含めて、ずっと御殿場の方まで空間利用の地域も指定されてゐるわけでありますので、ここから消えると、ああ安心したなど言つて、機能分類の話も結論がすぐ出来るのであります、まだ残っているのですね。だから、富士プラン²¹はそういう状況だということはわかるのですが、それ以外はなしというふうに理解してよろしくうございますか。

○馬場政府委員 先生の御要求の資料についてのお話をございますが、実は、その候補地というのには、私たちの中では、担当者が各営林局等からさつと、どんなところがあるかねということでおつたという程度のものでございまして、実は私自身も、先生からお尋ねがあるということを聞いてきのう取り寄せたら、こんなにいっぱいあるのかと思ったようなところでござりますので、そのリストに載つてあることが即開発予定の土地であるとか、あるいは載つていないから対象から外れ

ているのかというふうなことを言われますと、これは内部資料で、ただ担当者がつくったもので、そういう話になってしまないので、余りそのことは申しませんが、資料の性格は御理解いただきたいと思うわけがあります。

いずれにしても、私ども、富士山ろく等におきましてそういう地域の開発をするという場合に、当然地元の意向というのを尊重しながらやつていかなければいかぬわけでございまして、先ほどおいました水の条件、その他客観的ないろいろな条件もありますし、また、地域の方々のいろいろな意向というものも考えていきたいと思っていま

す。

お触れになつた国有林の機能類型というのは、これは各営林局で、それぞれの管轄区域ごとに今後どういう利用が図られる可能性のある森林であるかということで、国土保全林なり自然維持林なり空間利用林なり木材生産林というふうに分けるというものでございまして、今おっしゃいますヒューマン・グリーン・プランの候補地と必ずしもぴたり合つてゐるわけでもないわけでございま

す。ですから、そこの問題は一応切り離して機能類型というものの分類はしていきたいと思っております。

○前島委員 これ以上は聞きますんけれども、富士山というのは広いのでして、今、富士プラン 21 というのは営林署でいえば静岡なのですよ。あとは沼津営林署もかわってくるので、富士プランが消えたからといって沼津が残つてるので私が言うので、そこはそれ以上あれしません。

その機能の問題ですけれども、四機能、富士山を機能分類するということ、地元の自治体から意見書が出て、いわゆるブナ林を含めた地域、国立公園の特別指定地域はせめて自然維持林にしてくれ、こういう要望を中心にして出されて、地元営林署、東京営林局も基本的にそれは了承をした、こういうふうに私は伺つてゐるのですが、そういう基本的の認識でよろしくおざいますか。

○馬場政府委員 この機能分類するに当たりまし

では、地元市町村等の意見を聞いて調整をしたものの、どうふうに聞いております。

○前島委員 そうすると、富士宮市に示された、「地元の意向を踏んで」という部分ですね、三カ所、地域、機能分類が変わつて自然維持林の維持というふうになつたのですけれども、それは基本的にそういう決定だと認識してよろしくござりますか。まだひもがつながつているのですか。

○馬場政府検員 調整をして決定したと聞いております。

○前島委員 それなら結構です。ぜひこの辺の心配を、私が地域の問題をなぜこんな細かいことを言うかなどと、先ほど言つたりゾート法の問題と、それから機能分類の問題というのが大きく富士山の国有林管理にかかわつてくるということと、そのことが地域にとって大きな心配事になつてゐるということなんで、それが二つ重なつているからという意味なんあります。

それと、もう一つ林野庁に伺いたいのは、いわゆる例の世界遺産条約を日本も批准をしまして、今私たちの地域の方から富士山を世界遺産条約のリストに挙げる、ひとつ日本がそれを推薦をしてくれないか、こういう動きがあるわけなんですね。それは、先ほど私が聞いたリゾート開発の問題、ヒューマングリーン・プランの問題、四機能の問題とも絡んできて、地域の者、これは富士宮側、静岡県側、山梨側共通で富士山の遺産条約へのリスト化について要望として出でてきているわけですね。

これは、静岡の人にとっても山梨の人にとっても、富士山に対する位置づけといいましようか思いいががあるわけなんで、やはり地域にとつてはこれもある。そうすると、遺産条約を日本が批准をしたらぜひそこにリスト化してもらつて、管理をしでもらいたい、維持してもらいたい、こういう気持ちが地域から当然出てくるわけなんであります。

そういう面で、私も一緒にについて行きましたけ

れども、過日地元の関係者が環境庁並びに林野庁に手渡しの件進行の

にも行き、文化庁にも行つて、その辺の推進方針を要請した。特に林野庁の方は地主でありますから、地権者でありますから、ここがどういう姿勢をとるかでもって基本的に違いますので、この富士山の遺産条約に基づくリスト化推薦について、林野庁はどういう基本姿勢を持っているのか、ちょっとお聞きさせを願いたい。

〔築瀬委員長代理退席、委員長着席〕

○馬場政府委員 富士山の景観は我が国を代表するものである、世界的にも非常に有名であるといふ点では後世に伝えるべき重要な財産というふうに私どもも認識しております。林野庁は林野庁として、これまでも保安林制度、保護林制度などによつて、この地域の自然景観が維持されるよう努めてきたところでござります。

ところで、お尋ねの、世界遺産条約に基づくいわゆる世界遺産一覧表への推薦の件でござりますが、御案内のとおり、昨年度我が国から二地域を推薦したところをございまして、これについてユネスコの方から調査委員会が来日いたしまして、それぞれの地域を調査して帰つたところでござります。

そういう遺産としての一覧表に掲載されるに当たってのいろいろな手続とかいろいろなことを考えますと、推薦した二つについて、これがちゃんと登録されるかどうかという点が、いわば我々のまず第一の今やることでございまして、富士山については最初の二つには入らなかつたわけでございますが、これからどうするかということは今後関係省庁とも連絡をとりながら検討させていただたいと思って、現時占までは、さきに推薦したものがあちちゃんと登録されるかどうかというところに全力を挙げておる段階でございます。

であり得るだろう、こういうふうに思いますので、様子を見て、極端に言うとハードルが高いと困るのでという消極的な意味ではなくして、ぜひその辺の推進方をお願いをしたいというふうに思います。

最後に、大規模林道のことについてちょっと伺いたいのですが、四十八年からいろいろやつてきてているということは聞いています。それから同時に、行政監察あるいは臨調行革等々からいろいろな意見も出しているというふうに聞いています。それから、地域の団体からも環境問題を含めていろいろなさまざまな意見も出しているというふうに私は伺っています。当初期待していたように、地域の活性化というのは果たして結びついているんだろうか、地域の側から見ると、もう少し生産、生活といいましょうか、地域に密着した形の方がより

富士山につきましては、そういうことから、文化庁といたしましてはそのすぐれた景観に着目いたしまして、文化財保護法によりましておおむね五合目以上の範囲を特別名勝に指定をして保護しているわけでござります。

世界遺産一覧表への登載ということにつきましては、昨年、世界遺産委員会に対しまして自然遺産二件と文化遺産一件について推薦をいたしておりますところをございまして、現在その登録の実現に向けて努力をしているわけでございます。

今後の一覧表への登載の推薦につきましては、富士山を含めまして、昨年推薦した物件に対しまず世界遺産委員会における審議状況等を、その推薦をも見つつ、関係省庁と連絡をとりながら対応について検討していくたい、こういうふうに考えております。

○前島委員 林野長官、遺産条約にリスト化して、私は林野行政と何ら対立するものではないと思います。富士山という特殊な位置づけから見れば、遺産条約にリスト化することによって逆に林野行政がやりいい面も、率直に言って起これくるのではないだろうか、地域の協力という面

地域的な効果はあるんではないか等々の意見も出
て、いろいろな意見がございました。

○前島委員 終わります。

広く知られているわけでござります。
富士山につきましては、そういうことから、文
化庁といだしましてはそのすぐれた景観に着目い
たしまして、文化財保護法によりましておおむね
五合目以上の範囲を特別名勝に指定をして保護し
ているわけでござります。

地域的な効果はあるんではないか等々の意見も出しているような気がいたします。

○前島委員 終わります。

○平沼委員長 藤原房雄君。

○藤原委員 私は、限られた時間ではござりますが、本日議題になつております森林二法につきまして御質問申し上げる次第でございます。

最初に、このたびの林業改善資金助成法の一部

○馬場政府委員 大規模林業園開発林道事業といふのは、御案内のとおり奥地、山村地域の林道網の中核をなす基幹的な林道ということでやつてゐるわけでございますが、おっしゃるようにいろいろとこれについては御意見があります。当然山村に住んでおられる住民の皆さん方からは促進の方の要請もありますが、一方で、それが自然環境に及ぼす影響あるいは経済効率から見て、大き過ぎる林道ではないかというような批判等々もござります。

法を改正する法律案、林業等振興資金金融通暫定措置法の一部を改正する法律案、この法律案について二、三お伺いをしたいと思う次第であります。この林業改善資金助成法の一部を改正する法律案につきましては、現状の中で早急に対策を講じなければならぬ、そういう観点から、後継者に重点を置きまして、青年林業者等養成確保資金、それとまた、林業労働福祉施設資金、こういう二面から、それらの諸問題についての融資、こういう問題について改正を行おうとするものであります。が、これはまことに時宜を得たものだと思うわけ

今見直しというお詫びがありましたが、実はこの
大規模林業園開発林道事業につきましては、昭和五十八年に、当時の臨時行政調査会の最終答申におきまして、「開設延長の短縮、林道の構造規格の改定を行うとともに、投資効果の早期発現の目地から、原則として、新規区間の着工を見合わせる。」という指摘を受けたところでござります。
この答申を受けまして、その後におきまして全路線二十五路線についての計画を見直して、十九路線で延長を二百八・七キロメートル短縮四路線では幅員を七メートルから五メートルに縮小というようなことをいたしました。また、六十二年には構造、規格につきましても改定をしたたけでございます。

てございます。しかし、一面にかんかみますと、先ほど来同僚委員からお話をございましたように、林業の最近の状況というのは非常に厳しい環境の中になりますして、他産業並み、こういうゆつたりとした施策でいいのかという思いも一つあるのです。ですが、しかし、一步前進であることは間違いないと思います。

そのほかのことにつきましても、ぜひしていただきなければならないこと、今後とも何点か申し上げたいと思うのであります。が、今度のこの資金等につきましては、返還条件つき補助金、こう言われておりますように、ほかの資金よりは、無利子で、そしてまた、その目的を達成するであろう、というこんな気持ちもするのであります。

現在は、新規区間の着工は原則として既存の事業実施区間の完了を見合いとする、むやみに拡張していかないというようなこととして措置しているところでございまして、我々は、いろいろな御批判がないようにならうとして、注意をしながらやっていきたいと思っております。

林業生産高度化資金がこの資金の中にはあるわけであります。要するに、山村で他産業と同じような収入を得るということは大変なことで、総合的にいろいろなことを組み合わせて物事をしなければならない。林業そのものも多角的なことをしなければならぬということでありまして、そういうことからいたしますと、間伐の促進とか、コストの生産性のためには機械を導入するとか、

それから食用のキノコを生産するとか、いろいろなことをしなければならぬという複合的な経営を確立しなければならぬ。

こういう観点からしますと、次の世代を背負う青年林業者、こういう方々のための施策ということも非常に大事なことではあります、しかし、今山村に残つていらしゃる方々の窮状等を知るときには、やはりもつと資金内容の拡充といいますか、こういうものが必要ではないか、今回の改正の中には、そういうこともあわせて考えるべきではなかつたのか、こんな気がしてならないわけありますか、今回のこの改正に当たりまして、そのようなことはどのようにお考えになつて改正案をつくられたのかお聞きをしておきたいと思います。

○馬場政府委員 おっしゃいますように、林業改善資金は三つの分野から成り立つておりますので、今回改正をお願いしているのは、林業労働安全衛生施設資金及び林業後継者養成資金の部分でございまして、林業生産高度化資金については、償還期間の延長とか担保措置の物的担保でいいと、いうような面は当然及ぶわけございますが、特に資金内容等についての改正はしていないわけであります。これは、林業の生産高度化資金というものは主として機械化に必要な資金をお貸しするといふものでありますけれども、現在まで毎年5%くらい貸付額が伸びていて、機械化といふものがだんだん軌道に乗つてきているということで、これはこれなりに十分活用されていくであろうということで、特に資金内容等について手当てをしなかつたわけでござります。

もちろん林業全体の経営の近代化、合理化あるいは生産性の向上のために、この資金だけでやるわけでございませんで、いろいろな補助事業でありますとかあるいは林業経営者に対する他の融資制度等もあるわけでございまして、この無利子で県を通じてお貸しする資金というのは、御案内のとおり、林業の技術の普及指導組織によって技術的な裏づけをしてもらながら融資措置を講じ

ていくというものでございまして、その点では、この資金は從来の形でよろしいのではないかと確立しなければならぬ。

そういうわけでございますが、それのみをもつて林業の機械化なり資本の高度化ということが行われるということではございませんで、他の施策とも相まって行っていきたいと思つております。

○藤原委員 次の林業等振興資金金融通暫定措置法の一部を改正する法律案でございますが、これは五十四年に制定されたわけでございます。當時としましては、林業をめぐる諸情勢の著しい変化に対処し、当分の間措置をするんだということが始まつたわけでござります。それから十五年たつたわけであります、社会の大変大きな変動の中にあります。

ありますとして、暫定措置法という枠組みを変えないで現行法を改正するには、非常に変化が激し過ぎるのじやないか、こんな感じもするわけであります。この法律ができた当時にも、「本法の運用に当たつては、中小・零細林家及び事業者に十分配慮するとともに、経営改善計画及び合理化計画の認定についても、その手続きの円滑な処理を図るほか、低利融資制度については、資金需要の動向等に応じ所要の資金枠の確保等に努めること」という附帯決議、そのほか、「山村地域における林業の担い手を確保するため、計画的な森林施業の実施を主体とし、特用林産物の生産・加工及びその他地域の産業との組合せ等によって雇用の安定と労働条件の改善に努めるとともに、生活環境の改善など山村地域の振興対策を積極的に進めること。」という附帯決議がついているわけあります。

こういうことを考え合わせますと、この法が制定された当時から見ますと、非常に目まぐるしい、著しい変化の中にあります、十五年の今日、この一部改正ということでお尋ねでございますが、そんな感じもするわけであります、これは当局としましてもいろいろ御検討なさつたことと思うのであります。

りますが、その辺のことについてお伺いしておきたいということ。

それから、国産木材だけに今まで融資やいろいろなことをしておったわけでありますけれども、外材を含める、そういう時代の要請、こういうものの中でも、木材の中で範囲が拡大されるというこ

とでありますから、それは時にかなつたことだろうと思います。国産材の取り扱いを条件としてきた融資対象、これに外材も入れるわけですけれども、外材だけの取り扱い業者、こういう方々に対するものでやはりこれは同じような制度によつて可能なのかどうか、それから、国産材が一層外材との競合に苦しむような懸念はないのかどうか、その辺のことについてお伺いしておきたいと思いま

す。

○馬場政府委員 林業等振興資金金融通暫定措置法は、確かにこの法律を制定するときに暫定措置法ということで、当時の林業をめぐる状況のもとで、殊に林業の流通、加工の面で合理化を進めなければならぬ、そのための資金の低利な融資を行なう措置としてつくられた制度でござります。

十五年経過してなおかつ暫定措置であるのか、こういうお話をございますが、林業あるいは木材産業をめぐります情勢というのは、委員も御指摘のように非常に変化はしておりますが、やはり非常に厳しい状況にあるわけでございまして、こういう暫定措置という形で低利融資を行つていく必要性はますます強まつていようかと思うわけであります。特に、林業の収益性の悪化とか、あるいは従事者の減少とか、あるいは輸入品との競合とか、あるいは非木質系建築用資材との競合とかいろいろと厳しい状況がある中で、林業に携わる産業の合理化、近代化を進めていくという上での融資措置でござりますので、これは改正して、なつかつ続けていきたいと思ってお尋ねでございます。

したがつて、法文上外材のみを扱つている者を排除するよう書いていないからといふことはそもそも見ますと、非常に目まぐるしい、どこで、今回の改正の中で国内産木材から一般に変更したことと、その場合に外材のみを扱つておられるのが、この措置は御案内とおどりでございますが、趣旨としては、木材全般の流通、供給体制を確立することによって国産材の円滑な流通確保をねらいとしているというものでございます。また、この措置は御案内とおり農林漁業信用基金から1%の資金を県を通じて流すわけございまして、県におきましても、県

産材等と関係のない分野にこういう資金を供給していくということは実際余りあり得ないと思つております。法律的に排除はしていませんけれども、外材のみを扱う者を対象にするということは意図していないところでございます。

○藤原委員 午前中からいろいろお話をございましたして、後継者難、そしてまた林業の窮状ということが訴えられておりました。私もそう山にしようとちゅう行つてゐるわけではございませんけれども、関係者にお話を聞きますと、また現実はどうだらうと思いますし、他産業から見ますと相当強力なバックアップがなければならないだろうと思つてゐます。しかしながら、今回の法律で後継者に対しまして新しい制度をつくるという、今まであるわけでありますけれども、それにつきましては、まことに時宜を得たことだらうと思ひます。

北海道の農業高校の林業科を卒業した方々の進路、これは「北海道林業の動向」というのに、ちょっと調べたのがあるのですけれども、岩見沢、旭川、帯広、美幌の各農業高校で六十三年から平成三年までの四年間、五百八十八人卒業した方々の中で、國の職員として営林署に勤めた方が三十六人、六%。それから、道の職員として林業職についた方々が八%。市町村の職員として林業職についた方が十一名で二%。森林組合が一名。自営の林業とで二一%。これは、足しますと三七%が、林業科を出た方が何らかの林業に関係あるところに就職しておりますということですね。進学なさる方々も八名で一八%という大きなウエートを占めますし、そのほかそれぞれの職についているわけでありますけれども、若い人たちが必ずしも山を嫌つてゐるわけではない、そういう場があれば就職したい。また、あります高校もそれぞれ林業に関係のあるといいますか、隣接したところでありますし、その需要の大きいところに林学科があるわ

七
け
で

けでありますから、当然といえば当然かもしれません。
それだけに、適切な施策、そしてまた適切な対応というものが非常に待たれるのではないか、私はこのように考えておるわけであります。それは、先ほど来お話をさいますように、安定した収入、所得ということや、さらにはまた労働時間とか、そういう他産業に従事する方々と大差のない安定した保障が得られるならばということだろうと思ひます。しかし、森林組合とか自営の方々にそういうものが求められるかどうかということになると、非常に厳しいものがあろうかと思ひます。私は、そういうことからいまして、今ならまだ間に合うといいますか、林業行政に対する早急な緊急な対応を求めるべきだと思いますし、そして、国産材時代が来るということを言われておるのでありますけれども、現実は五年や三年で来るわけじやございませんし、それまでの間どうそれを持ちこたえていくかということも非常に大事なことでもあります。あらゆる知恵を絞つて何とか国産材時代に結びつけていく、こういう施策が必要であつて、その中の一つとして、今回のこの制度も大いに役立つのじやないかと思ひます。

こうしたことから、私は林業改善資金助成法の今まで果たしてきた役割、また今後に対しましての対応、こうのこと等もあわせまして、ちょっと長官のお考えをお聞きしておきたいと思います。

○馬場政府委員 私どもが考へておる問題意識と、先生のおっしゃることはおおむね一致しているかと思います。

先ほども申しましたけれども、やはり林業に從事する方々の就労条件というのが整備され、そこで生活できるという条件があれば、これは希望する方が多いというのは、具体的に高槻市の森林組合なり龍神村の森林組合の例を挙げて御説明したところでございます。じや、そういう条件はどうやってできるかということになりますと、やはりその地域で生産される林産物あるいはその他のも

のについて一定の評価がされて、安定的な取引がされる、それによって所得がもたらされるということがないと成り立たないわけでございまして、いろいろとお話をございましたように、そういうことを政策として実現していくことが重要かと思います。

流域管理システムというようなことを言っておりますのも、そういうシステムをつくって安定的に国産材を供給していく。またユーザーの方も、外団が輸出の禁止をしたりいろいろしても国産材が安定的に供給されるということによって、加工、流通分野においても仕事が確保されるということになれば、山元においてもそれなりの所得が上げていかれるのじやないか。もちろんそのためには、加工技術等によりまして付加価値の高い、安定した品質のものを供給するということも必要でございますが、そういうことを実現したいと思っておりますが、ございます。

今お話をありましたように、林業改善資金助成法におきまして今回の改正も、また、林業等振興資金暫定措置法におきます改正も、そういう趣旨ではそれぞれ関連を持つてているわけでございまして、これらの施策を実現した上で、おっしゃられるような形の林業についての安定した職場の実現というようなことにも努力してまいりたいと思っております。

○藤原委員 これからどうあるべきかというふとにつきましてはまた後ほどにいたしますので、次に、国有林野事業の改善、これはおとしですか、平成三年七月に、国有林野事業改善特別措置法に基づいて「国有林野事業の改善に関する計画」が策定されたわけであります。先ほども同僚からお話をございましたが、国有林野事業全体も非常に厳しい状況の中にあることは、私どもいろいろなものを見ましてそう思うわけであります。

当時いろいろな論議をいたしまして、そしてまた法律もつくった上に立つて進められてきてるわけでありますけれども、改善計画の進捗状況、こうした上に立つて、さらにまた債務処理の状況

大づかみ

○田名部国務大臣 具体的なことは長官にお願いしますが、経営改善についてはその当時一つの目標を立ててやったわけありますけれども、その後長期にわたって木材価格が低迷、あるいは組織要員の規模の面でなお改善途上にあることなどから、財務状況は依然として厳しいということあります。

このような中で、国有林野事業については、その使命を十分に果たしていくために、「国有林野事業の改善に関する計画」に則して自主的な改善努力を尽くすとともに、所要の材源措置を講じながら国有林野事業の経営改善を進めておるわけであります。いずれにしても、今後ともこの国有林野事業の経営の健全性を確立しながら、重要な使命を適切に果たしていくために経営改善に努めてまいる所存であります。

おっしゃるとおり、確かにどの数字を見ても厳しい状況であるということは我々も認識をいたしておりますが、まだ計画の期間というものがあるわけでありますから最大限の努力をする、しかし、その中につまでも緊急にまたやらなければならぬという面については、その都度手を打ついかなければいかぬというふうに考えております。

○馬場政府委員 改善計画の進捗状況ということになりますが、平成五年度予算における財務状況を見ますと、歳入歳出とも、総額では六千九百八億円、四七%というように、まだ借入金が歳入の半分近いものを占めております。一般会計からは、これは退職金も含めてございますが、二千三百五十七億円、三九%、事業的経費が九百六十七億円、一六%、借入金の償還金及び支払い利子が二千六百七億円、四三%というような形になつてお

りまして、人件費が約四割、また借入金の償還金ないし支払い利子が四〇%を超えるというような状況でございます。したがいまして、平成三年度末の債務残高は二兆四千六百三十億円、四年度末には二兆六千七百三十億円になると見込まれるという状況で、改善の実はまだ上がるところまで来ておりません。

一方、組織、人員等につきましては、いろいろ努力しております。この五年間に人員は一万五千人の縮減を見て、本年四月一日におきましては二万五千人という状況になっております。ただ、当初の目標は、平成五年度末二万人規模ということを言つております。これは過去におきます縮減実績を上回る努力が必要だということございまして、今後、定年前退職の促進、省間配置転換、地方自治体への出向等、可能な限りの要員調整をしてまいりたいというふうに考へておられるのが実情でございます。

○藤原委員 平成五年度における造林、林道に対しまして、一般会計負担が民有林と比較してどういう状況になつておるか、ちょっとお伺いしておきたいと思うのであります。また、国有林野事業經營改善大綱の平成二年十二月十八日の閣議了解、これによりますように、「債務処理に要する費用がなお不足する場合には、別途財源措置を講ずる」ということになつておりますが、これは現況はどうなつておりますか。その辺をちょっとお伺いしておきたいと思います。

○馬場政府委員 一般会計からの繰り入れの関係でございますが、国有林野事業を行う場合必要な造林、林道等に對しまして、民有林並みの資金を一般会計から繰り入れたらどうかということをございます。これについては改善計画にのつとつて実現すべく努力をしておりまして、前年に比べまると、本年度当初予算で二〇%増の一般会計繰り入れを実現したところでございまして、造林、林

道等の事業施設費について言いますと、前年に比べて二十九億円増、これは一八%増でござりますが、百九十二億円を一般会計から繰り入れるといふふうにしたところでございます。

なお、必ずしもこれをもって民有林助成との均衡は果たしたということではございません。なお努力をしてまいりたいというふうに思つております。

○藤原委員 財務のことについては今お話をございましたが、まだまだスタートして二年そこそこ、三年に入つたということですか、体制いろいろなこともあります。また、円高やいろいろな社会的な変動もございます。ただ、人員だけは着実に減らしているようで、私は、必要なところにはやはり必要な人がいてそれなりの仕事をしていただかなければならないのではないか、こう思つわけであります。

これは平成二年の七月、総務省行政監察局の「国有林野事業に関する行政監察結果報告書」でございますが、これに「間伐的確な実施」ということについて勧告がなされています。長いもの申し上げるわけですねけれども、

○国有林野事業の面積の推移をみると、昭和五十一年には全体の一三パーセントを占めるにすぎなかつたものが、昭和六十一年には三八パーセントに急増しております。今後、健全な森林の造成を図る上では間伐の実施が極めて重要となつてゐる。

しかし、今回、六十営林署について間伐の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

① 昭和五十五年度から昭和六十二年度の八年間における全国の地域施業計画指定量に対する間伐の実行率は約八〇パーセントとなつてゐるもの、調査対象営林署の中には、地域施業計画指定量に對して、昭和六十年度から六十三年度における間伐実行量が六〇パーセント

程度にとどまつてゐるものがある。

② 調査対象営林署の中には、調査時の林齡三十四～五十四年のスギ林分のうち、間伐を二回実施したものが一九パーセント、二回実施したものが四〇パーセント、間伐を未実施又は実施不明のものが三〇パーセントとなつていると

ころがある。

したがつて、農林水産省は、国有林の林齡構造の変化等を踏まえ、間伐を的確に実施する必要がある。

こういう勧告がなされておりますね。

これに對して林野庁の、農林水産省の説明といふのはないわけで、一方的な勧告だけしか見てないのですけれども、これについてはいろいろな状況を把握になつていらっしゃると思いますし、的確な勧告であるとは思ひますけれども、林野庁としてこれをどう受けとめていらっしゃるのか、また、これに對しまして今後の勧告をどのように実施するといいますか、計画を立てていらっしゃるのか、その辺のことについてお伺いしておきたい

○馬場政府委員 今お話をありましたように、平成二年度の行政監察において、国有林野事業によつて間伐が進んでいないではないかという勧告を受けたところでございます。

私もこの勧告を踏まえまして、施業管理計画というものを五年ごとに立てておるわけですが、私は、この現地調査等によりまして今の林齡別の林分の状況を把握して、必要な間伐林分を指定する。ここは必ず間伐をしなさいよといふような指定をする。また、間伐を行うために必要な作業道の作設などについての整備を推進する。そして、これは間伐しましても売れないといけないものですから、間伐材の予約的な販売、あるいはロットの拡大といいますか、まとめて大きなロットにすることによるいふようなことの措置を講じてきたところでございます。

○田名部國務大臣 今御意見ありましたように、これは間伐しましても売れないといけないものですから、間伐材の予約的な販売、あるいはロットの拡大といいますか、まとめて大きなロットにすることによるいふようなことの措置を講じてきたところでございます。

それは全国一律に見ますと、三千キロの長い日本列島ですからいろいろなことがあるのかもしれませんけれども、やはり一つの作業として、そしてまた緑豊かな日本の森林を守るということから、余り差異があつてはならないのではないか。そういうことにつきまして、全国平均してといふ形等あるいは気候条件違うわけですから、地元にはなかなかいかないかもしれません。地元にはなかなかいかないかもしれません。そういうことをつきまして、全国平均してといふ形等あるいは気候条件違うわけですから、そういう点十分ひとつ御勧めの上、今後進めていただきたい、こう思うのですが、大臣の所見をお伺いしておきます。

か、いろいろなやり方があると思うのです。

いわんにしても、最大限努力しながら、この一
般会計の繰り入れ、そうしたものもやりながら、何とか健全な方向にこれを持つていくという努力が
はいたしたい、こう思つております。

そういうことからしまして、国有材のウエート
が大きいということの上においては、北海道にお
きましては国有林の施業またその事業というもの
が北海道の林野に大きな影響力を持つてゐるわけ
であります。が、そういうことからしますと、非
常に面積は広いのですけれども、北海道の方の民有
林、民間の企業というのは、面積はあっても実質的
的なものになりますと非常に零細、平成元年度を
見ましても、面積は全国平均の三倍の面積を持つ
ておる、一九九〇年の世界農林業センサスなんか
見ましても七・六ヘクタールとなつてゐるのです
けれども、平成元年度の所得規模で見ますと、五
から五百ヘクタールの林家の平均経営収入で全国
三十五万三千円の黒字になつていますけれども、
北海道では三千円の赤字になつておるということ
です。また、本当に林産地として今日まで栄えて
まいりました地域に参りますと違うのですが、そ
ういうところではないところは非常に森林組合等も
弱体でして、もう既に三十年代の初めから何ヵ町
村かの組合が統合してやつておる。そこに何人か
の方々が一生懸命情熱を燃やしてやつておる、そ
れによつて支えられている。そういうところが何
カ所かあります。私もそういうところを見るに
つけて、森林組合の重要性ということ、これはも
ちろん地方自治体とタイアップして進めるんだろ
うと思ひますが、これは対策を、民間に対します
対応というものをしっかりといかなければなら
ぬ。

こういうさなかに森林・山村検討会で、国土、林野庁、自治省で山村地域振興対策としまして検討会が持たれまして、取りまとめの中で、中長期的視点の上に立ちまして財政措置を含めた対応がなされたわけあります。森林・山村検討会の取りまとめに基づく平成五年度から講じられる施策、五項目、六項目ございますが、この検討会は地方にとりましては、山村地域におきましては非常に大事なことであり、これをしっかりと根づかせるといいますか、成功裏に持つていくことが何としても大事なことだらうと思います。

それで、お伺いしておきたいのは、これは去年の暮れから、三省が中心となりまして、国土庁が事務局となつてこの検討会が持たれて、本年予算化してこれを進めることになつたわけであります。が、今後中長期的な視点に立つてこの施策を推進める、こういうことなのか。今後のことについて、この施策が継続的に進められるのかどうか、この点についてお伺いしておきたいと思います。

○馬場政府委員 国土庁、自治省、林野庁で一昨年から昨年にかけて森林・山村検討会を開きました、そこで出てきたりいろいろの問題点を政策的にどうするかということで、平成五年度予算に、それぞの省庁の持つている行政手法で対応するということにしたわけでございます。

その新しいものとして一番評価されましたのは、地方財政措置によります一千八百億円にわたる措置でござります。これの中には林道関係五百億、それから担い手の基金五百億、そして森林の公有化及びその管理に八百億円、こういう内訳になつたわけであります。

これはもちろん、各地域においてこの財政の中でも平成五年度に一生懸命取り組んでいただいている中で継続が必要なもの、例えば林道関係あるいておりますが、地方自治体の方からも、これは単年度限りではないんだろうなというようなお尋ねがございました。自治省等とも話をしまして、こしも全部できるわけではありませんので、そういう

度で積めばいいのではないかという議論もあるわけでございます。

そのほかにも、ことし盛り込まなかつた施策で必要なものもあるのではないかという御議論がございました。私ども、来年度の予算、あるいは地方財政措置というものに向かつてこれからまた三省庁で検討を進めてまいりたい、このように思つておりますとして、長期的といふお尋ねでございますが、少なくとも単年度でやめてしまうということではなくて今後につなげてやつてまいりたいというふうに思つております。

○藤原委員　自治省にかかわります地方債、交付税措置、それぞれの事業によつてあるわけであります、ことし一千八百億ということでこれをするということであります。具体的なことについて地元でいろいろなお話をしましても、まだ今のところ具体化のところまでいっておりませんから、これからいろいろな作業とかいろいろな地域的なことで、それぞれの事業のことについてはお話し合いを進めることになるんだろうと思うのであります、最近の森林また緑に対する関心の深さというの中、都市近郊だけではなくて、やはり比較的の都市に近いところ、またそうでないところもございますけれども、いろいろな計画があるわけでありますから、これはそれを進める上におきましては、自分の地方自治体または自分の森林所有の地域で何ができるか、こういうことでは今まで地域の活性化ということでいろいろなことが計画されておりますけれども、それとあわせてこれから計画されることだと思います。そういう点では、ひとつよく趣旨を徹底するとともに、ことしから始まるわけでありますけれども、ぜひこれは成功させるために全力を尽くして林野庁としては推し進めていただきたいものだと思うので

その中で、私ども一番思いますのは、やはり作業効率とかいろいろなことからいいまして、山村の場合、林道の緊急整備ということがどうしても、地元へ行つていろいろなお話を聞きますと、思います。今度はふるさと林道緊急整備事業、こういう形で進めようということがありますけれども、ただ最近、林業とかそれからこういう山の仕事に携わっております方が非常に老齢化しておりますということで、ことしから始めましてどれだけの効果を上げることができるのかというのは私どもも非常に心配をいたしておりますけれども、これはやはりちょっと時間をかけて、そのども、地域のための施策ということで十分にお話し合いを進めていただきたいものだと思います。

さらにまた、担い手対策ということも、それとまたともに相協調していかなければならぬことだろうと思います。また、定住条件の向上に向かた集落整備対策事業、これも過疎地におきましては非常に大事なことで、国土庁との間のお話し合いの中でこれらのことも十分に勘案して、ですから、これはことし話が出て、いろいろな具体的なことはこれからということになりますし、北海道の場合には、いろいろな策ができる、さてということになりますともう雪が降るということになります。そういうことからいいますと、もう少し長い目でひとつ計画とか実施とかいろいろなこと等について見ていただきたいと思いますし、山村に眼を向けて、定住条件向上のためのこういう問題等も含めて、山村については緑を守るために国が力を入れるという実効性のある実施といいますか、こういうことを強く要望しておきたいと思うのであります。

これの今後の進め方等について、もじお考えがあればお伺いしておきたいと思います。

○馬場政府委員 先ほども申しましたように、私どももこういう山村あるいは森林問題につきまして各省間で検討を行い、そしてそれぞれの省が持つている行政手法をもつて山村、森林のために施策を講じていこうということで始めたことで二

ざいますから、もちろん自治省、国土庁の皆さんもそうだと思いますけれども、今後ともこれらの措置を継続して、また必要ならば拡充していくと、いうような方向で努力してまいりたいと思っております。

○藤原委員 やはり山村に参りますと、広域基幹林道とか普通林道とか、本当に要望が非常に強い。それらのものを、今まで日の当たらなかつたところでありますから、この際ひとつ着実に進めていただきたいと思いますし、また治山事業の促進、こういうことについても絶えず言われておりますが、第八次治山事業五カ年計画に基づきます、私の選挙区なんかの日本海海岸等につきましての問題や、それから羊蹄山ろく周辺とか、こういうところからの要望等が非常に強いわけであります。さらにもう、生活環境保全林整備事業とか広域総合生活環境保全林整備事業とか、こういうことに付いて、この事業等については相当な期待を持つておると思います。せっかくそういうことでその方向性が定められたということありますから、それをぜひ実りあるものにしていきたい。

それで、民有林の場合に、きょうお話をございましたが、不在村森林所有者のことがあるわけであります。これは、森林組合が地域の不在村者それから在村者の森林を適正に管理するということは大事なことであることは当然のことでありますけれども、この把握は今日までもいつも、災害があつたとき等、その整備のために非常に問題になつております。

いろいろな考え方があるんだろうと思ひますけれども、今度はふるさと森林活性化対策事業といふこの事業の中で、不在村森林所有者等の増加に対しましていろいろ対応することについて、平成三年に森林法の改正のときに、都道府県知事の裁定、公告によつて森林施業の代行制度が創設された、こういうこと等で、やむを得ずといひますか、やはりこの計画と実態と、そういう中でどうしてもしなきやならぬというときには、こういう森林法の法律にのつてせざるを得ないよくなき

も出てくるのではないか。

これは平成三年に改正になつたわけであります。が、この実績等についてはあるのかどうか、その辺の経過と、今後この民有林全体を活性化しようということでいろいろな施策を進めるに当たりまして、今一つ大きな問題になつておりますこの問題に對して、林野庁としてはどういうお考えでこ

れに當たるうとするのか、ひとつその辺のことについてお伺いしておきたいと思います。

○馬場政府委員 不在村者の所有する森林の問題で、特に、平成三年に改正されました森林法の中で、新たに森林の管理に関する裁定制度、代行執行制度、施業制度といいますか、それについてお触れになりました。

これは、今委員も仰せられましたように、実際に森林で管理が必要なもの、これを所有者がやらないかどうか、まずやりなさいということを勤めましてあつせんをする。やらないときは、森林組合等で引き受けやることで、施業を委託することについて調整をする。なおかつ、所有者がその所有権も離さなければ委託もしないといふときには、そのまま放置しますと土砂崩壊等非常に危険が発生するおそれがあるというときに、この裁定制度ということで、知事が裁定をして、いわば強制的に所有者と森林組合等との間で分取林契約を結んだ形にして代行する、こういう仕組みでございます。

そのためには、適正な間伐等を行なうべき期間というのがありますて、その期間の間にいろいろあつせんとか今申しました調整とかをしまして、その期間が来て、それでなおかつ行われない場合にこの裁定制度に移行する、こういう仕組みになつております。最後の手段といつものでございまして、法律による裁定制度といふと、ころまでは行っていませんけれども、こういう事業を通じまして、森林組合に対する委託等が今後とも進んでいくよう努力したいと思つております。

○藤原委員 分取育林という考え方もあるわけでありますし、それは作業によって、ほかの財産とは違つて、そういう了解が得られて物が進むといふことが一番望ましいわけであります、森林組合等においては相当手数のかかる重要な問題だと思います。最近の製材、材に対する研究開発もありますが、もつた、そういう中へ入つていくより、やはり機械化とか新しいもの、若い人たち向けのいろいろなことが考えられなければならないだろうと思ひます。若い人たちといふのは、古い殻の中に閉じこもつた、そういう中へ入つていくより、やはり機械化などといふのは非常に目まぐるしいものがあると考へられます。林業の活性化のために、ぜひお力添えをいたいものだと思ひます。

たのあります。最近の製材、材に対する研究開発もさることながら、林業労働者に対する新しい機械の開発といふものは非常に目まぐるしいものがあると考へられます。最近の製材、材に対する研究開発もさることながら、林業労働者に対する新しい機械の開発といふものは非常に急峻なところでの作業でありますから、けががあつてはなりませんし、外國のものがそのまま日本で使えるということでは決してないのだろうと思うのです。そこらあたりの研究開発は、個数が何万台、何十万台といふことではないので、

よな形で、円滑に行われる望ましいのではなくいかと思っているわけでございます。

そこで、今お触れになりましたふるさと森林活性化対策事業といふのも、そういう発想から、森林組合が森林の経営なり施業の受託をするということを推進するために、森林資源の管理の情報、あなたの森林はこんなになつてしまつていますよ

うふうな情報を探求する。あるいは、こういうことで管理されらうですかという指導をする

ことがあります。なつかつ、どうしても自分ではやれないといふ森林につきましては、私も組合にお任せなさい、そしたら整備してあけますよ。こんなうことをしていこうという事業でございまして、ふるさと森林会議などといふものを開きまして、地域から別のところに住んでおられる方々に、自分の森林の手入れをするように、あるいは組合にその作業を委託するようにという進めてい

ます。国有林はもちろんのこと、民有林等につきましても、力を合わせまして、緑化のために、守るために、そしてまた、現在も低迷を続けてお

るが高まつてゐるという感じがするわけであり、もう時間がありませんから、最後に一つだけお伺いしておきます。

若い人たちといふのは、古い殻の中に閉じこもつた、そういう中へ入つていくより、やはり機械化とか新しいもの、若い人たち向けのいろいろなことが考えられなければならないだろうと思ひます。最近の製材、材に対する研究開発もさることながら、林業労働者に対する新しい機械の開発といふものは非常に目まぐるしいものがあると考へられます。最近の製材、材に対する研究開発もさることながら、林業労働者に対する新しい機械の開発といふものは非常に急峻なところでの作業でありますから、けががあつてはなりませんし、外國のものがそのまま日本で使えるということでは決してないのだろうと思うのです。そこらあたりの研究開発は、個

ひとつ生かしていくよう進めていますが、ひとと生かしていかなければいけませんし、外國のものがそのまま日本で使えるということでは決してないのだろうと思うのです。そこらあたりの研究開発は、個

非常にコスト高になるのかもしれません。それは、また農林省でいろいろ研究していただきまして、現場で使いやすい、そしてまた若い人たちが喜んでやれるような、そういうことにつきましても十分に御検討いただきまして、この法律の成立とともに、これだけでできるわけでは決してないのですが、それども、いろいろな多角的な施策とあわせまして、林業が何とか新しい方向を見出すことができるようだ、ひとつ御努力をいただきたいと思います。

○馬場政府委員 機械の問題についての御指摘がござりました。

現在取り組んでおりますのは、平成五年から、高性能林業機械の開発、改良の促進はもとよりでございますが、開発された機械を核とした作業システムの確立、それからその普及定着、こういうことを図るために、林業機械化協会という団体において高性能林業機械化促進センターというものを中央に設置しまして、流域ごとにつくつております流域林業サービスセンターと連携を図つて、機械化の進展を図るというようなことをしております。また、急峻な地形に対応した林業機械の開発に着手したところでございます。

今後とも、機械化を促進し、そして若い人たちに喜びを感じるような作業システムをつくってまいりたいと思っております。

○藤原委員 大臣、最後に、この法案をもとにしまして、林業の活性化に最大の御努力をいただきたい。決意のほどをお聞きして、終わります。

○田名部国務大臣 一年六ヶ月こうしておりますので、一番気になるのはやはり水産と林業であります。本当に力を入れて今まで、私の能力でそんなないアイデアもなかつたのであります。しかし、今回お願いしているいろいろなことについて、私なりの意見も大分取り入れてつくつたつもりであります。

これにとどまることなく、やはり適切に対応していくのだという心構えは常に持ながら、これからも最大限の努力をさせていただきたい、こう考えております。

○藤原委員 終わります。

○平沼委員長 山原健二郎君。

○山原委員 国産材時代の到来という言葉がありますけれども、担い手の確保は焦眉の課題となっています。この問題の打開の上で、林業の労働報酬、労働条件の改善が非常に大事になっていることは申し上げる必要はありません。

例えば琵琶湖周辺の森林整備事業では、作業員の賃金が公務員並みで、立派な宿舎も用意されていますけれども、担い手の確保は非常に整備されていていると聞いています。このため、私の県などの林業労働者などが滋賀県にどんどん出ていくというような状況もあるようです。この事例は、賃金や労働条件が改善されることが担い手確保の上で一つのかぎとなっていることを裏づけていると思います。

その点で、今年度から造林補助事業の予算積算上の労務費単価を前年度比で約二割アップさせる措置がとられたことは評価できるわけでございます。ただ、予算に労務費改善分を計上しても、それが実際に働く作業員 労働者の賃金改善に直ちに思ひます。

結びつくとは限りません。したがつて、造林事業の標準単価を決める知事や実際の事業に当たる森林組合などを指導して、確実に林業從事者の賃金アップにつながるように後押しをしてもらいたいと思います。この点どうお考えでしようか。

続いて一番目の問題ですが、この造林補助事業の労務費単価が改善されて、一日一人当たりで昨年度の八千九十九円から九千六百七十円になります。後で質問します三省協定の公共事業労務費単価、一日八時間で見ると、普通作業員の全国平均額が一万四千六百九十六円、特殊作業員では一万九千七十六円となっています。これと比べても造林補助事業の労務費単価は、改善されたとはいえないかなり低水準にとどまっている。したがつて、この改善に引き続いて努力してもらいたい、こう思いますが、この点についてお答えをいただきます。

また、県営や公社による林業事業の労務費についても、例えば私の県では、昨年度から作業員の賃金を、農林、建設、運輸三省の協定労務費単価並みに順次引き上げる措置に踏み切っております。各都道府県のこうした努力が全国的に広がるよう指導を強め、必要な支援を求められておると思います。この点についても国の積極的な対策を求めてみたいのでございますが、以上三点について、最初にお伺いをいたします。

○馬場政府委員 山で働く人たちの労賃単価の問題の御指摘でございますが、まず最初に、私ども、補助事業であります造林事業、民有林造林の事業の標準単価は、これは確かに從来予算上非常に低い水準にあつたというふうに思います。そこで私ども、平成五年度に約二割の引き上げということをしたわけでございますが、これは補助事業の標準単価でございまして、それぞれの地域におきまして、これを地域の実勢賃金との関係において地域に適応するよう決めるというふうに行われてゐるわけでございまして、必ずしも国が決めた一本の単価で事業が行われるわけではないというのは御指摘のとおりでございます。

我々は、国としては補助の基準はこのくらいで計算していますよということは言いますが、その地域の賃金体系というのはまた別にあるわけでござりますから、各県において自分の県の実勢賃金を考慮して具体的にその県で行います造林事業についての補助単価を決める、これは当然のことだろうと思っております。ただ、全体に從来非常に低かった、それを上げていくんだということは国としてはやっているわけでございまして、これに伴いまして、例えば県単独の事業などにおきましても同じような措置がとられるということは望ましいというふうに考えておりますが、各県の単独事業まで国が指導する、というようなことは、これは地方自治体との関係でいかがかと思いますので、それは各県の自主性に任せることかと思います。

二番目の点でございますが、例えば国が直接ではございませんけれども、森林開発公団というようないところでは造林を行つて、こういう単価につきましても、三省庁の協定単価というようなものにだんだん近づけていくべきじゃないかという御指摘でござります。

これらも、確かに今まで非常に低い水準があつたものについては順次近づけていくことが望ましいと思つておりますし、公共事業の中でもそういう三省庁協定単価というようなものを念頭に置きながら造林の補助単価を決めていく方向で、逐次上昇をさせていくという予定でございます。

○山原委員　林業従事者の労働条件改善の課題の一つである健康保険加入問題について、次伺つておきます。

森林組合の役職員の場合はほとんど健康保険に加入しているわけですが、森林組合の作業員の人たち、全国で約四万人ほどに上る人たちの健康保険加入率は一二〇%程度にとどまっていると聞いています。短期間の季節的雇用形態の作業員が多いこともあります。しかし、加入する条件があるのに未加入扱いとなっている作業員が多いとあります。未加入者は国保に入つていま

ですが、この本人負担は特に重いんです。殊に、田舎になるほど高くなるという傾向があります。健康保険に切りかわりますと、保険料本人負担は軽減され、医療費本人負担も一割で済み、健康保険への加入促進を望む声が非常に強くなっています。

ネットとなるのは、森林組合の事業者負担分が大きくなるとか、民間林の作業委託料が高くなるなどという問題があると思います。

今年度から、交付税による財源措置で森林整備担当手基金の設置が進められることになつてお

ますが、この基金の活用などでこれらのネットを開いて、林業従事者の健康保険の加入が進むよう対策を強めもらいたい、こういう声が強いわけですが、この点についてどうお考えでしょうか。

○馬場政府委員 山の作業に従事する森林組合の作業員の健康保険等社会保険への加入率が低いことはおっしゃるおりでございまして、

そういうことはなかなか多いということもございますけれども、非常に低い水準にあることはそのとおりでございます。私ども、社会保険への加入促進ということは、作業員を確保する上でそういう人たちの就労条件を改善することは必要であるということで、全国あるいは各都道府県段階の森林組合連合会などにそういう指導をしているところでございますが、なかなかこれは加入率が上がらないというところでございます。今後とも指導をしてまいりたいと思っております。

○山原委員 これは随分要望の高い問題でありますし、そういう意味で努力をぜひ続けていただきたいと思います。

次に、三省協定の問題でございます。これは私も十一年前に予算委員会で取り上げたことがあるのですが、林業や農業だけの収入では苦しい山間地域の人たちにとって、公共事業などの仕事での収入が生活の貴重な支えになつていている場合が少なくありません。したがって、公共事業で働く人たちの賃金問題は、山間部の家計、地域経済にとっても重要な問題となつています。

この点について伺いますが、公共事業の工事費積算に当たつて、建設省、農林水産省、運輸省の三省が協定に基づき公共事業労務費調査を十月と六月に年二回実施し、その調査結果に基づき設計労務単価を決めています。

昨年十月実施の職種別、都道府県別の公共事業

労務費調査額、これは資料をお配りしておりますが、資料を見てみると明瞭に出ておりますけれども、所定労働時間内一日八時間当たりの労務費で、特殊作業員の場合、東京都が一万八千二百四十四円。一方、中部地域や九州地域は特に高く、一番高い三重県は二万四千四百三十一円、静岡県が二万三千四百八十四円、長崎県が二万三千五百四十七円と、東京都より五、六千円も高くなっています。普通作業員の場合ですと、東京都が一万五千百四十三円に対し、三重県が一万九千百六十七円、岐阜県が一万七千六百四十一円と、二千五百円ないし四千円高くなっています。運転手の場合、東京都が二万三百四十五円。一番高いのが長崎県で二万四千四百六十八円、中部の三重県が二万四千百二十三円、静岡県が二万三千七百九十七円と、東京都より四千円前後も上回っている。

大体物価も地価も家賃も東京の方が著しく高いし、常識では労務費も東京の方が高くなる。ところが、公共事業労務費調査の結果では、こうした経済法則からは理解できない事態が生じています。私は、建設省に対してこの点の逆転現象はどういうふうに説明をされるのか、お伺いをいたしたいのであります。

○矢野説明員 様々お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のように、確かに東京地域と比べまして地方の、すべてではございませんけれども、一部の地域では御指摘のような現象がございます。

御案内のように、この三省調査と申しますものは、前提はあくまでも予算決算及び会計令にございまして、取引の実例価格を考慮して適正に定めよ、こう定められておりますので、これに基づいて全国約一万四千件の工事現場を抽出いたしまし

て、労働者数にいたしますと約十四、五万人でございますが、毎年二回調査をしております。その前提是、労働基準法に基づく賃金台帳に基づきまして、これを転記または転写いただきまして、その価格を積み上げて平均を出しておるわけでございます。

どうのような理由で御指摘のような事実が出ておるにつきましては、私どもなかなか分析が追いつかない状況であるというのが率直なところでございますけれども、あくまでも賃金台帳を通じにつけていただいておるという前提に立てば、それがそのままこの調査に反映されるという仕組みになつておりますので、その段階においての特段の操作というのは何らございません。したがいまして、賃金台帳が適切につけられている限り、それに

つきていだいておるという前提に立てば、それがそのままこの調査に反映されるという仕組みになつておりますので、その辺若干の相違が出てくる原因かというふうに考えられるところでございます。

以上でございます。

○山原委員 これらの調査額水準の賃金が実際に労働者に支払われていれば問題はないわけです。

○矢野説明員 ところで、全日自労建設農林一般労働組合が各

地の職業安定所の求人賃金を調査しましたところ、静岡県は、三省協定調査額で特殊作業員二万三千四百八十四円、普通作業員で一万七千四百七十九円に対し、求人賃金は特殊、普通作業員込みで七千円、最高で一万三千円程度、富山県の場合で五千五百円あるいは一万一千円程度など、どの調査でも求人賃金が三省協定調査額を大きく下回るという結果でございます。

○山原委員 労働省の賃金調査と比べてみると、不可解さといいますか、一層浮き彫りになります。

労働省の毎月勤労統計調査に基づく都道府県別平成四年平均月間現金給与総額、これは資料二に出しておりますが、建設業では、東京都が五十万四千六百七円に対し、三重県が三十九万六千四百十二円、静岡県三十五万九千五百五十六円、長崎県に至つては二十七万六千七百七十六円と、半額近く水準差があるわけですね。公共事業労務費調査額と全く逆の結果でございます。これが一般的の傾向ではないのか、こういう政府の公的賃金統計データとも明白に食い違うのではないかと思いますが、いま一度建設省に伺います。

○矢野説明員 大体御指摘の労働省の調査資料、略称毎勤統計と言つておりますが、これは私どもの所管でございませんので、厳密な分析がまだ私限りでできておりませんが、一般的な理解といたしましては、毎勤統計の対象となつておりますのは役員とか店社勤務の方とか、そういう方々も含んでの全部の平均であるかと理解しております。

そういたしまして、私どものやつております三省調査、これの対象はあくまで現場の労働者の賃金ということでござりますので、その辺若干の相違が出てくる原因かというふうに考えられるところでございます。

○山原委員 これらは問題はないわけですが、問題は、この対象はあくまで現場の労働者の賃金ということでござりますので、その辺若干の相違が出てくる原因かというふうに考えられるところでございます。

るというが、その賃金台帳への記載内容そのものが正確かどうかが問われているわけです。十一年前にもこの問題を取り上げましたときに、三省協定賃金問題を国会で取り上げたわけですが、賃金台帳を二重台帳にするなど改ざんしている業者の実例も、私はあの場所で示したのです。それに対しても、建設省は、それを認めになつたわけですね。現在でも賃金台帳がきちんと整備されていない事業所が多く、そのため、国として賃金台帳整備キャンペーンを展開している状況ではございませんか。

だから、賃金調査の場合、単に提出された賃金台帳との書面照合だけでは問題が残ります。サン

ブルの一部でもいいから賃金台帳の記載内容が正

確かどうかの裏づけが必要だと思うのであります

が、やろうとすればさまざまな方法があると思う

のです。建設省はその対応をとるべきだと思いますが、この点についてお伺いいたします。

○矢野説明員 ただいまの御指摘の点でございま

すけれども、十一年前に御指摘のような事実がございました。これにつきましては、その後歳正な

処分をしておることは先生も御案内とのおりでござ

ります。

このようなことが一度とありませんように、私

ども先ほど申し上げましたように、賃金台帳キヤ

ンペーンを行つたり、そのほかの場におきまして

も、折に触れてそういう台帳を適切につけるよう

に、それからまた賃金管理全般につきまして、適

正に行われるよう業界の指導に努めておりま

す。

特に、三省調査の実施の方法の中で申し上げま

すれば、昭和五十六年度までは調査対象月を含む

過去三ヵ月の賃金台帳の原簿を持参していただき

ますて、これは業者の方に持参していただくな

どでございますけれども、これと合わせましてチエックをいたしておつたわけでござりますけれども、

これを五十七年度からは過去六ヵ月の原簿を持つていただきまして、いわゆる御指摘の改ざん

のよさな事実が生じにくくように図つております。

それから最後に、我が国の木材自給率は過去最

低の二五%にまで落ち込んでいます。森林国と言

われる国でありながら外材がどんどん輸入され、

国内林業が成り立つ基盤そのものが切り崩され

ています。経済効率優先の立場に立った歯止めのな

い木材輸入は、我が国の林業を荒廃に追い込んで

て、その後はそのような事実が出ているというこ

とは余り耳に入つておりますが、今後とも銳意

この方向に沿いまして適切に台帳がつけられ、ひ

いては調査が適切に行われますように、それによつて適切な労務費単価になつていくように、

我々としても意を用いていきたい、かように考

えておる次第でござります。

〔委員長退席、萩山委員長代理着席〕

○山原委員 この問題は、なおもう少し時間があ

れば取り上げてみたいのですが、三省所管の公

共事業だけでも事業費額で二十八兆円を超えていま

すね、本年度の当初補正予算を合計しまして、そ

の事業費に占める労務費の割合は、農林水産省所

管事業の場合でいうと約一八%。その数字を當て

はめると、三省合計の公共事業費の中の労務費額

は約五兆円という数字が出てくるわけです。これ

は大変な金額でして、賃金台帳の記載内容の適否

まで踏み込んだ厳正な検査が求められていると私

は思いますが、会計検査院はこれに対してどうい

う対応をとられようとしていますか。

○佐野会計検査院説明員 会計検査院といたしま

しては、国の予算の適正な執行という観点から、

本委員会の御論議を十分踏まえまして、今後とも

検査してまいる所存でござります。

○山原委員 簡単なお答えで、ちょっと時間もな

くなりましたが、これらで置きます。

最後に農林水産大臣に対しまして、この問題は

地域経済にとりましても中山間地の農民自身にと

りましても非常に重大な問題であろうと思いま

す。そういう意味で、農村・山村に人が残れる条件

の一つを整えるという意味で、小さくない影響を

持つ問題でござりますので、この点の指導を要請

したいと思います。

それから最後に、我が国の木材自給率は過去最

低の二五%にまで落ち込んでいます。森林国と言

われる国でありながら外材がどんどん輸入され、

国内林業が成り立つ基盤そのものが切り崩され

ています。経済効率優先の立場に立った歯止めのな

い木材輸入は、我が国の林業を荒廃に追い込んで

いるだけではなくて、広い意味で地球規模の環境破壊にも手をかしている。国際貢献を言うならば、我が国がこういう木材輸入の流れを変える政策転換を行うべきだと思うのでござります。そのため

に必要な輸入規制もやる貿易政策をとること、また、相応の財政負担をしてでも自国の林業基盤の確立を急ぐことが求められています。昨年の地球サミットが明確にした森林資源の持続的利用とい

う原則からも当然のことだと思います。

特に今度の林業白書によりまして、「今後は、熱帯林のみならず温帯林、寒帯林、木材輸出国のみならず輸入国の森林をも含めた全世界の森林を保全することを視野に入れた、木材貿易のルール作りを検討していく必要がある。」というふうに

白書にも出ているわけでございますが、この線に沿つて対策を立てていくべきだと思いますが、この点についての見解を大臣に伺いたいと思いま

す。

○田名部国務大臣 山間地域の賃金の問題であります。林業労働者の就労条件、こういうものは関係省庁と連携をとつて適切に対処したい、こう考えておりますし、いずれにしても、余り待遇が悪いところはやはり不足をしていくということをよく考えながら、きちっと対応していただきたい、こう思います。

後段の部分であります。これにつきましては、なかなか難しい問題があります。おっしゃるとおり、四分の三は外材に依存をしておるものですから、さりとて質問の中にありましたような国際的な環境保護、そういう観点から、どの国でもこれ

からいろいろな規制をしていくのである。では、我が国はどんどん国産材を伐採して、輸入を規制してやれるかということになると、国内の環境とい

う問題もあるわけでありまして、その辺のところは需要に見合つた分はやはり依存していかざるを得ない。やがては、国産材時代と私ども申し上げておりますが、そういう時代が来るにしても、今直ちに国産材で賄うというだけの体制にないと、消費

者である皆さん方に多大な負担を求めるのと、環

境問題といつて先ほど申し上げましたようなことがあります。今、先進国開発途上国のはずにおいても、木材の関税の引き下げと木材貿易の伸展が実は求められておるわけでありまして、そういう

ことは極めて困難だ私はこう考えております。

中で輸入を規制する措置の導入について合意を得

ることとは極めて困難だ私はこう考えております。

いすれにしても、環境といいう問題をにらみながら、どういう利用の仕方をするか、持続的な問題、そういうこともあわせてこれから各国集まって検討していく問題だというふうに認識をいたしております。

○山原委員 終わります。

○萩山委員長代理 小平忠正君

○小平委員 平成四年度の林業白書では、水資源の涵養、土砂の流出防止、土砂の崩壊防止、保健体育、野生鳥獣保護、酸素供給、大気浄化、それぞれ個々の機能について、森林が發揮する公益的効用の評価が平成三年時点では年間三十九兆円にも及ぶ、こういう試算結果が白書において示されています。

○山原委員 終わります。

○佐野会計検査院説明員 会計検査院といたしま

しては、國の予算の適正な執行という観点から、

本委員会の御論議を十分踏まえまして、今後とも

検査してまいる所存でござります。

○山原委員 簡単なお答えで、ちょっと時間もな

くなりましたが、これらで置きます。

最後に農林水産大臣に対しまして、この問題は

地域経済にとりましても中山間地の農民自身にと

りましても非常に重大な問題であろうと思いま

す。そういう意味で、農村・山村に人が残れる条件

の一つを整えるという意味で、小さくない影響を

持つ問題でござりますので、この点の指導を要請

したいと思います。

それから最後に、我が国の木材自給率は過去最

低の二五%にまで落ち込んでいます。森林国と言

われる国でありながら外材がどんどん輸入され、

国内林業が成り立つ基盤そのものが切り崩され

ています。経済効率優先の立場に立った歯止めのな

い木材輸入は、我が国の林業を荒廃に追い込んで

あります。

そこで、平成五年度林野庁一般会計総額は約四千六百四十億円、こうなつておりますが、これには多様で質の高い森林整備、林業、山村の活性化、融制度の充実、国有林野事業の経営改善等々と、多方面にわたり、しかも細部にわたつてうたつてあります。

しかし、御承知のとおり、重要な役割を果たし

ているのは、森林・林業と山村が低迷と不振をき

われている中で、森林所有者が安心して、あるいは意欲を持つて森林の手入れを続けていくことができる施策の充実強化、これに努めていかなければならぬと思います。とりわけ、融資条件の緩和と融資枠の拡大が肝要である、こう考えますが、これらを踏まえた森林・林業関係予算の充実も含めて、ます政府の方針なりをお伺いいたします。

○田名部国務大臣 政府としては、今お話をありましたように、多様で質の高い森林の整備、それとあわせて国産材時代へ向けて条件整備を図るということでおります。

そのためには、造林、林道事業及び治山事業の計画的推進による森林整備、これを図つていこうということが一つ。あるいは林業の担い手育成確保、これを進めることによって山村の活性化を図りたい。お話をのように多様な、いろいろな法律があるわけでありますけれども、そういうものをどう組み合わせてやつていくか、あるいは各省庁協力しながら、山村の活性化を図つていこうということでおります。

何といっても、安定的に就労の場というものを確保しませんと、そこに若い人たちが定着をしないといふことがあるわけでありますから、林業だけを考えてまいりますと、どうしてもネットになれる問題が幾つかあります。そこで、そういうことを考えながら、農業あるいは林業、私の下北半島の方へ行きますと林業と漁業なのですが、いろいろな組み合わせと都市との交流の場を深めて、今施設をつくってやれば非常に人が来てくれる、しかし宿泊施設がない、そういうものを一つ一つ解決をしてこの活性化のためにやつていこうということと、国産材の低成本安定供給体制をやはり整備していくことを考えておるわけでありまして、今回御審議いただいているこの二法案、これは金融措置を初めとしていろいろな施策があるわけでありますけれども、それを推進をしていきたい、こう考えております。平成五年度当初予算においても、今委員お話しのように四千六百三十九億、これは前年対比一〇

四・五を計上したわけであります。これで事足りるとは思いませんが、大変厳しい財政状況の中でききる施策の充実強化、これに努めていかなければならぬと思います。とりわけ、融資条件の緩和と融資枠の拡大が肝要である、こう考えますが、これらを踏まえた森林・林業関係予算の充実も含めて、ます政府の方針なりをお伺いいたします。

○小平委員 それでは次に、国産材についてのありますけれども、今後とも、所要の予算の確保に努めて、積極的に林業、山村の活性化を図つていただきたいというふうに考えております。

○小平委員 それでは次に、国産材についてのありますけれども、今後とも、所要の予算の確保に努めて、積極的に林業、山村の活性化を図つていただきたいというふうに考えております。

ですが、同じく平成四年度の林業白書には、「来るべき国産材時代の兆しがみられる。」こう記されています。それによると、我が國の人工林資源が二十一世紀に向けて充実するという見通しを示しております、また一方では、平成三年で木材の自給率は「二五%」となつております。しかし、「外材の供給は、木材輸出国における環境保護運動の高まり、資源的な制約等から、不透明な状況も出てきております。」外材輸入の状況についてこう触れておりま

す。したがつて、我が國の将来の木材需給に関する問題は、市場価格の長期低迷、そこにもつてきて、円高等もあり外材の増大があり、林業不振にさらに一層拍車がかかっているという事実もある中で、外材輸入の今後の動向を踏まえ、国産材時代の見通しといいますか、その点の政府のお考えをお聞きいたします。

○馬場政府委員 外材の輸入の動向と、国産材の供給の動向のお尋ねでございます。

外材については、午前中にも御質疑がございましたが、日本に対して輸出をする国々におきまして、自然保護を理由にあるいは国内の木材産業の育成を理由に、原料である丸太の輸出が規制されてきているというの御案内とのおりでございました。また、それらの国におきましても、国内的に資源が必ずしも自由でないということもあって、これが平成三年度には一・三%まで低下をしておきます。そういう意味では、今までかなり自由に大量に入ってきた資源がこれからは制約されるのではないかという感じを持つつわけでございます。

一方、国内では、一千万ヘクタールの人工林、大半が戦後に植えたものでございますが、だんだん成長をしてきており、一部九州などの人工の杉の地帯ではそろそろ伐出する動きも出てきていますが、それがどう林業生産活動の活性化に向けでございます。今すぐというわけではございませんが、将来的には、国内で供給する力は資源的にはついてくるであろう。現在でも、一年に七千万立方ぐらいたずつ資源がふえているわけでございます。日本の木材需要は全体で一億立米をやや

超える程度でございますから、需要の七割に近い資源の増加というのが数字の上ではあるわけであります。

ただ、それではほっておいて国内で出でてくるかというとそうではございませんで、国内で、しかも山村において人口が減つてくる、高齢化するという中で、そうやって成熟してきている資源をどうやって活用するかということになりますと、これはまさに国内の林業の問題でござりますけれども、何とかこれを有効に活用する仕組みを今からつくつておかなければならぬといふことで、

しかし、こう私は申しましたけれども、実際に最近は、市場価格の長期低迷、そこにもつてきて、円高等もあり外材の増大があり、林業不振にさらに一層拍車がかかっているという事実もある中で、外材輸入の今後の動向を踏まえ、国産材時代の見通しといいますか、その点の政府のお考えをお聞きいたします。

○馬場政府委員 先ほども申しましたように、私は国産材時代の実現のために流域管理システムというものを打ち出しているということをさきに申し上げましたが、具体的にその実効ある実現

いうことが大きな課題であることはおっしゃるうに施策を進めていくとされておるのか伺いたいのですが、特に今回の二法案、この改正がこれから進めようとしている施策とどう関係をしていくかと思います。大いなる検討が必要だと思いますけれども、政府は、この問題に対し、既に森林の流域管理システムと木材の低成本安定供給体制の確立に向けては施策を展開している、こう言われています。

これらの問題について、今後、具体的にどのようすに施策を進めていくとされておるのか伺いたいのですが、特に今回の二法案、この改正がこれまでに打たれていた問題をどう解消するか、これがどう林業生産活動の活性化に向けでございます。大いなる検討が必要だと思いますけれども、政府は、この問題に対し、既に森林の流域管理システムと木材の低成本安定供給体制の確立に向けては施策を展開している、こう言

うに施策を進めていくとされておるのか伺いたいのですが、特に今回の二法案、この改正がこれまでに打たれていた問題をどう解消するか、これがどう林業生産活動の活性化に向けでございます。大いなる検討が必要だと思いますけれども、政府は、この問題に対し、既に森林の流域管理システムと木材の低成本安定供給体制の確立に向けては施策を展開している、こう言

うに施策を進めていくとされておるのか伺いたいのですが、特に今回の二法案、この改正がこれまでに打たれていた問題をどう解消するか、これがどう林業生産活動の活性化に向けでございます。大いなる検討が必要だと思いますけれども、政府は、この問題に対し、既に森林の流域管理システムと木材の低成本安定供給体制の確立に向けては施策を展開している、こう言

また、林業等振興資金金融通暫定措置法の改正におきましては、木材の生産から加工、流通に至る事業者間の連携の促進を通じまして、木材の低コスト安定供給体制の整備をするための資金を融通しようというものでございまして、これも從来は、それぞれ生産段階は生産段階、加工段階は加工段階の合理化ということで組まれておった仕組みでございますが、今回新たに縦系列といいますか、生産、加工、流通という異業種間の連携を促進する仕組みをつけ加えて、そういう点で金融的な支援を行う、こういうものでございまして、もちろん他に流域管理システムを基本としたいろいろな事業があるわけでござりますけれども、それらとあわせて流域管理システムの実現、そして国産材時代の到来に備えるという体制整備というものを行つてまいりたいと思っております。

○小平委員 今回の二法案の改正についてはもう私も承知していますので、その説明は結構ですが、要は今後の対策、施策でありまして、粗い手の問題はもちろんですが、そこをしっかりと取り組んでいくつもりたいという意味でお聞きいたしました。

次に、国産材時代の実現、こううたつておりますが、その実現に向けていくならば、将来の木材需給を考える場合にやはり大事なことは、住宅建設 それも木造住宅ではないかと思います。そこに多くの国産材を有効に活用していくためには木材住宅の建設促進が必要であると考えますが、政府の行っている木造住宅振興策について、この際お聞きをしておきたい。

また、これに関しては、この木材を供給する側の林野行政と、住宅を担当する建設省、この歩調が合つていいことが肝要であり、この点も踏まえてひとつ御見解をお聞きいたします。

○馬場政府委員 おっしゃるように、国内産木材の主要な需要先は、在来工法による木造住宅でございます。したがいまして、国産の木材を今後有效地に利用していくためには、住宅部材としての木材の品質なり性能の向上、あるいは品質が保証さ

れた木質製品の普及、そして在来工法型の住宅の振興というのが必要であろうというふうに思うわけですが、林野庁といたしましては、木材の品質なり性能の向上のためには、従来から、例えば木材の乾燥あるいは防火、耐火、防腐処理等の技術開発と、それから構造用の材材についての規格、JAS規格の制定等を行いまして、品質が保証された木材製品の普及を図るということを基本にしてきたわけでございます。

れた木質製品の普及、そして在来工法型の住宅への振興というのが必要であろうというふうに思うわけでございます。

林野庁といたしましては、木材の品質なり性能の向上のためには、従来から、例えば木材の乾燥あるいは防火、耐火、防腐処理等の技術開発と、それから構造用の製材についての規格 JAS 規格の制定等を行いまして、品質が保証された木材製品の普及を図るということを基本にしてきたわけでございます。

また、それらを活用します在来工法型の住宅の振興策といたしましては、在来工法による住宅建設の合理化を促進するためのプレカットシステムの導入、あるいは在来工法を基本としながらも、最近特に取り入れられておりますいわゆる枠組み壁工法のすぐれた面も導入した新しい工法の開発、さらには在来工法建築の担い手であります大工さん等、これもだんだんと人が減つてきているというので、そういう大工等の技能者の育成、研修等の施策を推進しているところでございます。

もちろん、これは林野庁のみではできませんし、また、木造住宅については従来いろいろと建築基準法の制約等もありましたが、建設省におかれましても、こういう木造住宅についての素材の提供面からの要請、それから国民が木造住宅というのをやはり好んでいるというようなこともありますて、建築基準法についていろいろと改正を行つていただきました。例えれば木造三階建ての共同住宅の建設が可能になる、あるいは従来の簡易耐火建築物が準耐火建物として新たに定義されている、一定性能の木造建築物がそれに含まれるというようなことになつたりといふようなことで、他省庁でも連携を密にしながら、木材住宅の振興を図つていくつもりでございます。

○社本説明員 木造住宅の振興策についての御質問でございますが、木造住宅は国民の間でも大変今でも希望が多いものでございます。それから、戸建て住宅では現在も七割ぐらいを占めている、こういう状態でございます。

具具体的に申し上げますと、私どもいたしましては、地域に根差した住まいづくりを推進するというような観点、それから地域の地場産業としての大工、工務店の振興というような、このような観点から各種の施策を推進しておりますが、住宅金融公庫融資において木造住宅についての援助を厚くするとか、それから具体的には木造で公営住宅の建設を促進すると、それから現在、林野庁の方からも御答弁ありましたように、木造住宅等に係ります規制の合理化というような観点、このような観点から施策を推進するとともに、私どもいたしましては、木造住宅に関する技術開発だとか、それから木造住宅団地の建設であるとか、それから大工、工務店等、こういう方々の生産の合理化を進めるということを、地方公共団体と一緒にやって進めているところでございます。

特に、御指摘の国産材を使った住宅をもつと優遇したらどうかというようなことでござりますが、この点につきましては、地方公共団体と一緒にやって、通常木造住宅をつくる場合でいいますと、一戸建ての木造住宅ですと、住宅金融公庫は最も低利な部分だけについて申しますと七百万円前後お貸しするわけですが、それにつきまして七百万にプラス二百万円、地方公共団体等と一緒にやって優遇措置をする場合、国産材を使うとかそういうようなことをする場合については、地域優行うというようなことをやりまして、優遇措置も良木造住宅ということで公庫融資での援助を二百万円厚くし、公共団体からの利子補給等の援助もとも連携を図りながら、その振興に努めていきたまに、このように考えております。

○小平委員 時間があれませんので、最後に、国有林野事業の経営問題についてお伺いします。

現時点での経営改善の実施状況についてお伺いしたかったのですが、これは時間がありませんので割愛いたしまして、私は、一昨年に国有林野事業改善特別措置法が改正されて、その上で、改善計画に基づいていわゆる改善の取り組みが進められてきております。

その仕組みは、累積債務を経常事業部門と区分して行うということなんですが、組織の統廃合など、経常事業部門の努力は、一丸となって関係の皆さんに進めておられる、こう私も理解しております。これまでも指摘してきましたように、森林・林業の役割的重要性はますます大きくなってきており、国有林の使命発揮も大きなウエートを占めてきている。改善の達成に向けた政府全体の取り組みを、この際改めて御希望したい。

そこで、国有林野事業は、特に山岳地帯や奥地林の比重が非常に高く、環境保全上も極めて高い比重を占めていると思います。環境保全等の公益的機能が極めて高い反面、採算性は逆に低い、これが実態であります。こういう実態を踏まえた助成策の拡大、一般会計の大幅導入が不可欠である、こう私は思いますが、今、平成六年度予算編成の時期に向かっております。このときに、国有林野事業の収支改善に対する対策の強化をもってさらには努力をしてもらいたいと思うのであります。この対策の一層強化策、これらを含めて政府の御姿勢を最後にお伺いいたします。

○馬場 政府委員　国有林野事業の経営改善の問題でございます。

平成三年の七月に策定した計画に基づいていろいろと努力をしているのは、先生もう御案内のとおりでございますが、その中で、特に財政上の措置として、一般会計からの繰り入れということがよく言われるわけでございます。我々も、国有林野事業改善計画の中で盛られました一般会計から繰り入れにつきましては、毎年、財政当局と相談しながら順次拡大してきているわけでございま

林野事業の中で、造林とか林道につきましては尾
有林並みという問題でありますとか、あるいは借
入金の償還に対するものは、一定の退職金のため
の資金の利子補給でありますとか、やはり性格を
きちっとした上で必要なものを確保するというこ
とをいたしませんと、経営が赤字であれば、何が
何でも全部一般会計で埋めるというわけにはまい
りませんので、その辺のルールはきちっとした上
で、必要なものは確保するということで努力して
まいりたいと思っております。

も、平成五年度におきましては、当初予算で、一般会計繰り入れで前年よりも約二割増というような、全体の予算の伸びに比べますとかなり大きな伸びを実現しているところでございまして、今後ももちろん財政全体の問題がございますから、軽々とは言えませんが、できるだけの努力をしてまいりたいと思っております。

○小平委員 ルールにのっとるということはわかりますが、こういう多額の累積赤字を抱えている中では私はやはり抜本的な施策というか、思いついた発想の転換をして取り組んでいくことが今望まれていると思います。そんな意味においては、林野行政、大事なところですから、一層取り組んでいっていただきたい、このことを最後に強く要望して、質問を終わりります。

○辻(一)委員 林業二法の最後の質問であります
が、三十分ほど、一二、三の点を伺いたいと思いま
す。
私も、二法については賛成でありますし、いい
附帯をつけて、これを具体的にどう強力に進めて
もらおうかということが大事だらうと思います。そ
ういう意味で、林業全般の問題について一二、三伺
いたいと思います。

まず第一に、森林整備五カ年計画について若干
伺いたいと思いますが、森林整備五カ年計画は、
我が党を含む関係者の非常な努力によつて、制度
としては平成四年度から出発をしましたが、なか
に

○田名部国務大臣 平成五年度の森林整備事業関係予算であります、事業費で五千三百十億円といたしましたように、国が行いましたは補助する事業分二兆八千五百億円に対し、平成四年度以降、二年間で累積進捗率は三七・一%。三七・一%というのとは若干下回るかなという感じはしますけれども、五カ年でありますので、この計画に則して、もちろん社会経済の事情というものはどういうものがあるか予測できませんし、財政事情、これもなかなか現在の状況では、どうなるかというのは不確実な要素が多いわけでありますが、いずれにしても所要の措置を講じながら、森林整備事業の着実な推進に努めてまいりたい、こう考えております。

○辻(一)委員 今大臣も御指摘のように、三七・一%の進捗率ですから、バーセントで言えばかなり近い数字になつていいようにも感じますが、四年度、五年度の金額からいうとかなりな距離があります。この森林整備五カ年計画は与野党が合意をして出発したものですから、社会党もこの実現に向けて、予算確保にも支援を惜しまない、そういうつもりであります、担当大臣として、これを五年間で何としても実現するというような決意があるかどうか、もう一度お伺いしたい。

○田名部国務大臣 この計画達成のために努力することは当然だ、私はこゝ考えております。

○辻(一)委員 これから概算要求がいいよ夏に

向けて始まりますが、農林水産省としていろいろな項目について優先順位がそれぞれあると思いますが、この問題については最優先して取り組む考えなのかどうか、そこらをちょっとお伺いしたい。

○馬場政府委員 私ども林野庁いたしましては、林業関係予算については、特に先ほど来御議論のありますように、山村あるいは林野は大変な時期でございますので、極力予算面でも確保したいと思いますが、事業はいろいろござりますから、これだけが最優先かと言われると、国有林問題も重要でありますし、またそのほかに林野の中でもありますし、もちろん農林水産省としてはこれから各局、各庁においていろいろ検討されると思います。

いずれにしましても、今大臣から申し上げましたように、この計画が実現するよう最大限の努力をしてまいりたいと思います。

○辻(一)委員 与野党合意でこれを進めてきた長い歴史と経緯がありますから、我々も支援は惜しませんが、林野庁また大臣、全力を挙げて実現を目指して頑張ってほしいと思います。

そこで、日本の山は上から見たりあるいは下から見ると緑一色に覆われて、先進国の中でもなかなか緑に覆われている、そういう感じを一般的に言えば我々も持つし、また外国から来た人も持つておる。しかし一方、山の中へ入ると状況が非常に違う。私たちもいろいろなところを調査に行きましたが、かつて会津磐梯山の周辺をずっと調査をしたことがあります、外から見れば非常に緑が多く覆われてきれいに見える山が、中へ入ってみると除間伐や技打ちが極めて不十分だ、行われていない。そういう意味で、光が差し込みますに雑草が茂らない。だから大雨が降れば山の土が流れる。海岸へ行きますと根上がりの松といつて根が出ている松がありますが、山のてっはんに根上がりの松が見える。これは大雨で草がないから土が流れる、こういう状況であろうと思いますが、そういう点を見ると、国有林、民有林を問わず、山はいろいろな意味でやはり荒れているという感じを非常

に強く持ちます。山が荒れば、そのことは山を守る人手が少ないので、そして山村の集落の崩壊が起これりつある、こういうことを、ある意味では意味しておると思います。

さきの特定農山村活性化の法律が成立しましたが、その審議のときにも、我が方の委員からも随分強調しておりましたが、今山村集落は、ここ数年二日に一つずつ集落が消えている、こういうような状況にある、こういうことが指摘されました。山村に人がいなくなる、若い人が定住しなくなつて行く。こうなると、幾らこれから二十一世紀は今に国産材の時代が来るといつても、山を守り保育する若い人がいないのでは、およそ実効が上がるものではない。そういう意味で、山村の最近における崩壊というものがどんどん続いているけれども、山村集落の崩壊について、大臣としてどういうふうに考えていらっしゃるかお伺いしたい。

○田名部国務大臣 何年前かちょっと記憶がないのですが、テレビを見ておりまして、集落が、もう若い人はいないので、お年寄りの人たちが住んでおつて農業をやっておりました。山をおりたくないうと言ふんですね。ところが、町か村か、ちょっとこれも記憶がないのですが、医療面からいろいろなことを考えるとおりてくれ、そして町の住宅に住んでほしいというのがありますし、あれを見ておつて、年配の方々というのはそこに愛着があるて、不便であつても離れたくないという気持ち、最後まで二人の人が残りましたけれども、最後の人も、もうだれもいないというのでおりたというのを見まして、やはり森林を守り育ってきた山村、これが過疎化をして高齢化が進展していく、今お話しのような地域も見られるということは、森林の適正な管理にとって支障が生じておると私は思うのです。

それをどうやって活性化するかということが緊密の課題であります。そのためには森林の流域管理システムの確立を基本として林業の活性化を図る。あるいは農業振興、地域資源を生かした地場産業の振興や担い手の定住のための生活環境の

整備、そういうものを積極的にやっていく。あるいは福祉の施設等も必要でありましょう。ただ、余りにも少ないのが分散しておるとこれはまた問題がありますので、そういうこと等も十分地域の実情というものを見ながら、私どもは進めていかなければいかぬというふうに考えております。

○辻(一)委員 若い人がなかなか山村に定着しないといふ非常な悩みがありますが、これは今もお話をましたが、所得それから労働時間、生活環境等多くの要件が備わらなければ、精神論ではなかなか定着するものではない。

そこで、先日この委員会にも新潟県の入広瀬村の村長さんがお見えになって、私たちも二年ほど前に現場に一泊して様子を大分勉強しました。そのときに入広瀬村の村長さんのお話で、若い人が山村に住むには、とにかく農地でいえば田んばに機械が入らなければだめだ。機械が通れるちゃんとした農道が整備される。そして機械が入って、そこで機械を動かしてやれば若い人は働きやすくなるし、無理な労働をやらなくていい。そういう意味で、農道を建設するということと基盤整備をきつとやるということが、経費がかかっても、山村の集落を維持する上で、まず若い人が住むための大変な条件であると言つておりますが、私はこれは山についても同じだと思うのですね。

林道や作業道が木材の搬出に当然必要ですが、除間伐やあるいは下草刈り、枝打ち等々、こういうふうに林道、作業道を通つて車でもつて現地のほぼ近いところまで行ける、こういう状況がないと、前のようにそんな離れたところを若い人は歩いて現地に行くというようなことはもう難しくなっている。

そういう面で、若い人の定住に林道、作業道を整備するということが非常に大事だと思いますが、林野庁はこの問題について、随分いろいろ今まで努力をしてきてもらつた。乏しい予算の中であつて、大変努力しておつたということを我々もよくわかっておりますが、最近自治省の方が林道にも地財措置をとるようになつた。こういうことはある

意味では大変心強いと思うのですが、自治省が林道やこういうものの地財の措置を行つて至った発想の原点というものはどういうところにあったのか、これをちょっと聞きたいと思う。

○田村説明員 お答え申し上げます。

厳しい状況に直面している林業及び山村地域の振興に、地方財政としても積極的に取り組んでいく必要があるということで、平成三年の十二月に国土庁、林野庁とともに検討会を設置いたしました。その検討の中で、森林の有する多様な公益的な機能、国土保全、水源涵養あるいは自然環境の保全といった多様な公益的機能を今後とも維持増進をしていく必要があるのだろうという認識に立ちまして、林業の振興を図るということと山村地域の定住環境の改善を早急に図るために、その基礎となる林道の整備を大幅に促進していくことが必要だということで、たゞいま先生御指摘のように、基幹的な林道をまずはきちんと整備するということで、林野庁とも御相談いたしまして、国庫補助事業と地方単独事業を組み合わせました新しい仕組みとしてふるさと林道緊急整備事業を創設いたしまして、これは五百億円程度の規模で今考えたが、そこらはいかがですか。

○馬場政府委員 三省庁でせつかく検討会を開いて始めた措置でございますので、私ども林野庁といたしましては、国土庁、自治省と、今後ともさらには、中長期的視点に立つて引き続き検討を進め、積極的に支援してまいりたいと考えております。

○辻(一)委員 長官にちょっと伺いますが、地財措置等がこれから充実していくということは、そういう方向を林野庁としても期待をしておるのかどうか、そこらはいかがですか。

○板倉説明員 お話し下さいましたとおり、汚水の衛生的な処理に対します住民の要望は、大都市に限りませず中小都市や農山漁村におきましても大変強いものがございまして、その推進が大きな課題になつております。

御指摘の農業集落排水施設でございますが、農山漁村の汚水処理を図る施設といたしまして急速に整備が進んできております。

自治省におきましては、昭和六十一年度から公営企業の一種として位置づけまして、国庫補助金を除いた地方負担額につきまして、元利償還金の五割を交付税措置をしております下水道事業債の対象にいたしました。さらに平成二年度からは、末端二戸未満の管路施設に係る単独事業につきましても下水道事業債を充当しているところでございます。

また、平成五年度、本年度でござりますけれども、農林水産省と相談をいたしまして、農業集落排水施設を緊急に整備することが必要な地区につきまして、管路整備を地方単独事業で実施をいたしました。これまで農業集落排水緊急整備事業という事業を創設いたしました。これによりまして事業促進がかなり図れるのではないかというふうに考えております。

今後とも地方団体の実情に応じました污水処理施設の整備が行われますように、自治省としても支援を講じてまいりたいと考えております。

○辻(一)委員 昨年の十一月に社会党の方で森林調査を行つて、福井県の池田町という町を見に行つてございました。

こういったことで、今後とも林野庁とも御相談しながら、林道の整備を積極的に推進してまいり

きましたが、そこでは非常に熱心にやっておりましたが、例えば宅地に住宅を建てて、そして山に入り定着すればそういうものを提供するということです。

若い人、あるいはヒターン組を全国に求めて募集中した、家賃は当面は一万円ということです。すつと定着すればそういうものを提供するということですが、何十倍かの応募者があつて、そこで今十戸ほどが村へ来て山へ入つて、そして住んでいる

というのですが、こういうように山村は今いろいろな知恵を絞つて、乏しい財政の中でヒターン組を迎えて山の働き手を確保しようというような努力をしております。こういうものに対しても、山村の集落を維持するような観点からも、今何か支援の道があるのかどうか、また自治省の方も、これについていろいろな道を地財措置等で講ずる可能性があるのかどうか、その二点についてそれぞれお尋ねしたい。

○馬場政府委員 山村に人が定着する、そのため

に、今おっしゃいましたよな例えれば住宅の手当を支給する、あるいはその他生活環境を整備するということは重要なことだと思いますが、私ども林野庁として、山村の集落を維持するような観点からも、今何か支援の道があるのかどうか、また自治省の方も、これについていろいろな道を地財措置等で講ずる可能性があるのかどうか、その二点についてそれぞれお尋ねしたい。

○馬場政府委員 山村に人が定着する、そのためには、今おっしゃいましたよな例えれば住宅の手当を支給する、あるいはその他生活環境を整備するということは重要なことだと思いますが、私ども林野庁として、山村の集落を維持するような観点からも、今何か支援の道があるのかどうか、また自治省の方も、これについていろいろな道を地財措置等で講ずる可能性があるのかどうか、その二点についてそれぞれお尋ねしたい。

ました森林、山村対策の一環といったしまして、過疎地域における若者定住のための住宅団地の整備につきましては、本年度から国土庁所管の過疎地域集落再編整備事業の拡充によりまして、国庫補助の対象とされたところでございます。これに伴いまして、当該事業に係る地方負担に対しましても、過疎債及び一般単独事業債によりまして措置をいたしておりますところでございます。

なお、森林整備の担い手の確保という問題につきましては、山村地域の振興を図るとともに、森林の持つ多様な公益的機能を維持・増進していく上で重要な課題でございますので、自治省といつしましても、本年度から、担い手対策基金の設置あるいは森林の管理を行う第三セクターに対する出資、助成への交付税措置を講じたところであります。

御指摘のヒターン林業従事者の住宅建設の財政支援措置につきましては、特に交付税措置という観点では公営住宅制度との関係で難しい面もありますけれども、今後とも中長期的視点に立ちまして、森林整備の担い手対策等につきまして、関係省庁と検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○辻(二)委員 山村の過疎地帯の中で非常に孤立化して、それによってそこで生活していくといふことについて、人々が喜んでそこに住んでいくことになる産業であります林業、農林省全体とすれば農林業でござりますが、それがやはり活性化して、それによってそこで生活していくといふことについて、人々が喜んでそこに住んでいくことにならぬといかぬと思っております。したがいまして、どちらかというと、そういう業を通じての地域の活性化という点を主眼に置いているわけでございますが、生活環境の整備ということについて、そういう産業的な見地と一緒に思つておるわけでございます。ただ、直接的に例えば住宅等の問題になりますと、林野庁としても、施策の対象として取り上げるのはなかなか難しいというのが現状でございます。

○木寺説明員 先ほど交付税課長の方から御説明いたしましたように、本年度からスタートいたしました

いうふうに進められているかということについて、国土庁の方からちょっとお伺いしたい。

○小瀬説明員 お答えいたします。

山村あるいは中山間地域の活性化を図るために、從来から山村振興対策、過疎対策等において、関係省庁と連携協力しつつ、各種事業を総合的に計画的に実施し、地域の活性化を図ってきたところであります。

また、森林の有する多様な公益的機能を今後とも維持し、山村地域の活性化を図っていくため、設置いたしまして平成五年度から講ずる施策を取りまとめたところであります。今後とも中長期的に視点に立脚した新たな施策を含めまして、さらに引き続き検討を進めるごとにあります。

さらにも、先般御審議いただきました特定農

山村法におきましては、農林業はもとより、幅広い事業の活性化のための基盤整備を促進するため、関係五省庁が連携協力して施策を講じているところでございます。

このようにいろいろな場面で各関係省庁と協議、協力をときているところでございまして、国土庁といつしましては、今後とも、こういった山村対策あるいは中山間地対策の重要性にかんがみまして、関係省庁と緊密な連携をとつて、活性化策について推進してまいりたいと考えております。

○辻(一)委員 事務レベルではこれからぜひ協議を強めてもらわなければならないと思います。

そこで、大臣にちょっとお伺いしたいのですが、山村対策あるいは山村の集落をどう維持していくか、こういうことを考えると、今まで縱でそれをやつておつたのを横に連携を図つていくということ、そのためには、この山村対策等に閣僚レベルの関係者、だから農林水産省それから自治省、国土庁、ほかにもそれに必要なところがあると思いますが、そういうレベルの協議を持つて本格的にさることを話しておりますから、以降は割

めには山村対策閣僚会議というようなものを興す必要があると思いますが、それについてどういふ見解であるかお伺いしたい。

○田名部国務大臣 これを三省庁で進めるきっかけをつくったわけでありまして、当時の吹田自治大臣が、自治大臣をおやめになつてからだつたと

思うのですが、いろいろと個人的にお話を申し上げて、それはぜひ必要だというので、三省庁の局长とお会いして、私どもの窮状、そういうものを訴え、それならばこういう取り上げ方があるといふふうに進められております。それでスタートしたことで、これは画期的なことだと思うのですね。今まで省庁が三つ一緒になつてやろうということでやつていただきた、これは私も非常に感謝しているのです。従来、役所間というのはなかなかうまくいかぬものであります。これに関しては本当によくやつてくれた。むしろ積極的に国土庁、農務レベルでやつてもらわぬといかぬものですから、それでスタートしたことで、これは画期的なことだと思うのですね。

今まで省庁が三つ一緒になつてやろうというこ

とでやつていただきた、これは私も非常に感謝しているのです。従来、役所間というのはなかなかうまくいかぬものであります。これに関しては今も答弁ありましたように、この特定農山村法においては建設省、通産省、それにとどまることが多いとどんと出してもやつてくれたということをございまして、私どもはこれにとどまることなく、本當によくやつてくれた。むしろ積極的に国土庁、農務省が、こうすればうまくいくというようなものをどんどん出してやつてくれたということをございまして、私は、文部省にでも大臣に直接話を聞いて、それで、基本的な考え方だけ申し上げます。それで、基本的な考え方だけ申し上げまして、あとは下で実際にやつてくれるかどうかが大事なことでありますので、今後とも、必ずしも

一律的なものではなくて、実際に中山間地域対策の実効を上げるような具体的な政策課題に即して関係省庁と連携をとりまして、一層協力して進めたいたい、こう考えておりますし、閣議の席で私は二回ほど、農山漁村、このことは本当に大事です、一省庁だけではできませんので御支援くださいといふことを話しておりますから、以降は割りで進めていきたい、こう考えております。

○辻(一)委員 最後にもう一つだけお尋ねします。

六月五日に福井県で、陰の内閣、社会党の一日農林水産省というのをやりまして、一般の方が随分参加してくれたのですが、その中でやはり中山間地対策というのが非常に大きなテーマになりました。先ほどの池田町の古川町長さんは、中山間地の持つ問題を随分と力説をいたしましたが、前文だけですから簡単にちょっと発言を読み上げます。

中山間地域とりわけ山村地域の現況はわが国の今までの経済社会発展の過程の中で都市的地域と山村地域の格差は余りにも大きなものがあり、若者の流出から来る過疎化は必然的に高齢化が急ピッチで進みつあり、従つて民間活動は望み得べくもなく、自治体が現状の国等の施策の中でいかに努力致しつも限界があり、このままでは最早資産価値の落ち込みもさることながら、個人資産の管理は勿論のこと、地域環境保全、大きくは国土保全を含めて危機的状況を招きかねない極めて厳しい現状にある。

これらの早急なる打開のため、若者を中心とした後継者が定着でき得る環境づくりを中心とした抜本対策が急務と考えます。

といふことで、たくさんの中間問題が並んでおりますが、その中で一つだけ、「山村地域(特別豪雪地帯)は農林公社、セクター会社の設立支援による後継者、労務者の確保、年間就労を基準として一般労務者年間平準所得額の三〇%を国費で支援」をする、こういう幾つかの項目を聞いたのであります。が、平場は何とかぎりぎり頑張っても、もう山手は自治体も守り切れないという状況にある。そういうことで、さきの法案の修正の中にも、農山村の将来に対して、「所要の措置を講ずる」と一項うたい込んだわけですが、その中に、財政措置をも含むというような答弁が明確になされております。

これらを一つ考えたときに、第三セクターあるいは森林組合等が農地や林地を管理する、そういうものに対しても何らかの助成の必要があるのじやないか、それをあえて我々は日本のデカップブリン

グと名前をつけてもいいと思うのですが、これに對して、農林水産省として今後考え得る検討の余地があるのか、あるいはあわせて自治省も地財措置をもつて、これらに對して何らかの対応を考えた。先ほどの池田町の古川町長さんは、中山間地の持つ問題を随分と力説をいたしましたが、前文だけですから簡単にちょっと発言を読み上げます。

○田名部国務大臣 森林を守り支えている山村の維持、発展ということ。これを図つていくといふことは重要だと私は思つております。

このため、農林水産省としては、森林・林業の振興を配慮した地方交付税の単位費用の算定基礎の見直し、あるいは林野庁、自治省、国土土管三省間の検討を踏まえて、平成五年から林道の整備などについての千八百億円、これら地方財政支援措置を行つ、あるいは造林、林道事業の推進、下流域の支援による分取林の推進、森林整備のための基金の創設、これを促進するなど、今後ともいろいろな形で支援をしていきたい、こう考えているわけ

あります。

まあ、地元市町村に対していくいろいろ支援をして

いるわけであります。特に創設の要望の高い森

林交付税、こうしたものの要求のあることもよ

く承知いたしております。ただ、現状で森林の面積

それから就業者、そういうものに対する措置がと

られておるわけでありまして、これ以上の、例え

ば森林の面積が多い市町村、何のために別途の財

源が必要かということ等を十分明確にしません

と、補助と違いますので、どう市町村が優先順位

をつけるかということになる。いろいろの問題が

ありますので、お尋ねのことについては、今申し

上げたようにこの財源の必要性、こういうものを

明確にする必要があるというふうに私は認識いた

しております。

○田村説明員 森林の管理のための第三セクター

につきましては、今年度、第三セクターの立ち上

がりの経費あるいは出資のための経費について交

付税で措置するということで、地方団体の今熱意

をお出しております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。有川

清次君。

ましては、第三セクターの管理ということになりますと、なかなか農地法との関係、あるいは効率的な利用が図られない農地について、仮に第三セクターがやつた場合でも、それでもって委託料が期待できるのかどうか、第三セクターの経営が成り立つのかどうか、あるいは、仮に耕作放棄地について農地の所有者が委託料を負担してまで管理委託するかどうかといった問題等ございます。第三セクターに経常的にまた地方団体が補助するということになると、何のための第三セクターかといったような問題も生じますので、このことにつきましてはなお慎重な検討が必要じやないか、このようになっております。

○辻(一)委員 修正のときに一項置きました「所

要の措置」は、我々は将来日本のデカップリング

の芽として大事に育て上げていきたい、今後の論

議をまた続けたいと思ひます。

終わりります。

○平沼委員長 これにて両案に対する質疑は終局

いたしました。

○平沼委員長 まず、林業改善資金助成法の一部

を改正する法律案について議事を進めます。

これより討論に入るのですが、討論の申

し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

林業改善資金助成法の一部を改正する法律案に

ついて採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平沼委員長 この際、本案に対し、金子徳之介

君外四名から、自由民主党、日本社会党、護憲民主

連合、公明党、国民會議、日本共産党及び民社党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提

出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。有川

清次君。

○有川委員 私は、自由民主党、日本社会党、護憲

民主連合、公明党、国民會議、日本共産党及び民社

党を代表して、林業改善資金助成法の一部を改正

する法律案に対する附帯決議案の趣旨を説明申し

上げます。

まず、案文を朗読いたします。

林業改善資金助成法の一部を改正する法

律案に対する附帯決議案

我が国の森林、林業は、国土の保全、水資源の

かん養、国民の保健休養などの公益的機能を有

し、木材その他の林産物を持続的に供給する等、

国民生活の向上を図る上できわめて重要な役割

を果たしている。こうした役割を一層強化する

ためには、多様で質的に優れた森林を適正に整

備していくとともに、定住条件の整備等を進め

山村の健全な維持、発展を図つていくことが不

可欠となつてゐる。

よつて政府は森林の流域管理システムを確立

する方向に即しつつ、林業生産基盤の整備、林

業事業体の体質強化、森林組合の事業活動の推

進、林業金融制度の充実、林業従事者の就労条

件の改善、林業を担うべき者の確保等について

格段の努力をするとともに、本法の施行に當

たつては左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 林業改善資金の充実を図るため、林業普及指

の動向、資金需要の実態に即応して、貸付け

の範囲と限度額の拡大、資金枠の確保等本制

度の運用の改善に努めること。

二 本資金の貸付けに当たつては、林業普及指

導組織、市町村、森林組合その他関係機関の

連携・協力を一層強化し、借受者に対し適切

な助言、指導が行われるよう努めること。

三 間伐の実施を促進するため、作業道等の生

産基盤の整備、間伐等育林用機械の開発、流

通加工施設の整備、間伐に必要な資金の貸付

条件の整備を進めるとともに、間伐材の需要

開発に努めること。

四 青年林業者等林業への新規参入者、林業の

後継者を確保していくため、林業に対する関心を喚起し、就労を働きかける取組み、普及・宣伝活動などを推進していくとともに、林業経営、林業技術に関する研修施設及び研修内容の充実に努めるほか、林業事業体等における労働条件の向上に努め、林業への就労の確保を図っていくこと。

五 高性能林業機械の導入を積極的に進めるごととし、林業事業体等に対して安定的な事業量の確保に努め、路網の整備を図っていくとともに、林業労働に従事する者が機械操作の習熟に取り組める体制の整備に努めること。

六 林業労働に従事する者の確保を促進するため、地域における就労の形態に配慮した林業労働環境の整備及び林業労働に係る災害を防止するための安全衛生対策の充実を図ること。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のところと思ひますので、説明は省略させていただきます。

○平沼委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

金子徳之介君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○平沼委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を求めておりましたので、検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○平沼委員長 次に、林業等振興資金通暫定措

置法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これより討論に入ります。

○藤田(スミ)君 私は、日本共産党を代表して、林業等振興資金通暫定措置法の一部を改正する法律案に対して、反対の討論を行います。

まず、今回の法改正では、目的、基本方針を「国内産木材」から国内産という縛りをとり、木材一般に適用範囲を広げ、外材にまで適用が拡大されることになります。

そもそも本法の制定の趣旨は、一九七九年に國內産の供給率が三一%を切っているという状況のことで、国内産木材の製造業、卸売業等に特別の融資を実施することにより、国内産材の利用促進、振興発展を図るとした唯一の制度でありました。今回の改正で、「国内産木材」を改め「木材」にすることは、自給率一五%にまで落ち込んだ我が国が国内産をさらに衰退させ、山の荒廃をもたらすものであります。

次に、林野庁は、本法の改正の趣旨を、来るべき国産材時代に向けて国内の林業関係者の技術維持、体质強化のためとしています。しかし、外材にまで融資枠を広げることが即それに結びつくものではありません。国内産木材の弱点である小ロット、高コストなどには、協業は必要です。しかし、現在の林業の衰退を招いたのは、大手商社等による資本力に任せ、産出国の環境破壊まで招いた無秩序な外材の輸入、附加值の高い木材製品の輸入などあります。国内産材のみあるいは外材と両方扱っている工場は、中小企業が大半を占め、全体の八四・七%になっています。国内産木材を扱うこれら中小企業にこそ、さらに援助を強化し、国内産木材の振興を図るという原則を貫くべきであります。

折から木材産出国では、環境破壊、自然保護などのから、原本の伐採規制が強められており、この時期こそ国内の林業振興施策に力を入れるべきであります。

あります。

さらに、新たに持ち込まれる構造改善は、本来國がやるべき施策を第三セクターの形をとり、地方自治体に新たな負担を強いる危険性を持つものであることを指摘し、討論を終わります。

○平沼委員長 これにて討論は終局いたしました。

○平沼委員長 これより採決に入ります。

林業等振興資金通暫定措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

[賛成者起立]

○平沼委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○平沼委員長 この際、本案に対し、金子徳之介君外三名から、自由民主党、日本社会党、護憲民主連合、公明党、国民會議及び民社党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。前島秀行君。

○前島委員 私は、自由民主党、日本社会党、護憲民主連合、公明党、国民會議及び民社党を代表して、林業等振興資金通暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申します。

まず、案文を朗読いたします。

林業等振興資金通暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

我が国の木材需給は、依然として多くを外材へ依存していることに加え、国内林業及びその関連産業の生産活動は停滞しており、このまま推移すれば現在成熟過程にある国内森林資源を将来において有効利用していくことが困難となる懸念が生じているところである。また一方で、外材の供給には、木材輸出国における環境保護運動の高まり、資源的制約等から、不透明な状況が生じてきており、国産材時代の実現に向け

た取組みがますます重要となつてきている。このため、本法の施行に当たつては、左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

記

一 海外の森林資源の状況、木材輸出国の動向及び我が國の人工林資源の育成状況に対応し、必要に応じて「森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需給及び供給に関する長期の見通し」を変更するなどにより、長期にわたり木材の安定的かつ持続的な供給が行われるよう、林業及びその関連産業に対し的確に指針を示し、諸施策の整備充実に努めること。

二 木材の需要拡大と有効利用を図る観点から、学校等公共施設における木材利用の促進、新たな木材の利用技術の開発と実用化及び合板の原料転換を進め、これらに必要な木材供給の体制を整備すること。

三 木造住宅とりわけ在来工法による木造住宅の建設促進が重要であることにかんがみ、大工技能者等の育成確保、ブレカットシステムの普及等各種施策の充実強化に努めること。

四 外材に対抗し得る国産材の流通体制の整備と木材産業の体质強化を図るために、流域林業サービスセンターを中心とした地域情報サービスの積極的な活用等を通して、生産から加工・流通まで一体となつた国産材の低コスト安定供給体制の整備に努めること。

また、本法の運用に当たり、外材だけを取り扱う事業者に資金の貸付けが偏ることがないよう、適切な運営に努めること。

五 本法の運用に当たつては、引き続き中小・零細林業及び事業者に十分配慮し、申請者の計画作成に対し適切な助言、指導を行い、林業経営改善計画及び合理化計画の認定についても、その手続きの円滑な処理を図ること。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のことと思ひますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○平沼委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

金子徳之介君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○平沼委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。田名部農林水産大臣。

○田名部國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○平沼委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました兩法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御二任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平沼委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

(報告書は附録に掲載)

○平沼委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十九分散会

平成五年六月二十三日印刷

平成五年六月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局